

京都土地家屋調査士会
会報

京都 土地家屋調査士

第139号 平成18年8月





土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙の写真

この写真はフィルムカメラに24ミリの広角レンズで撮ったもので、広角レンズで会館の真正面から撮影すると「アオリ」が出てしまいます、アオリというのはビルのような建物を真正面から撮影すると、地上階から最上階の姿が極端な台形になり上階にゆくほどせまくなる現象です。

此の特性を生かしたのが、東から撮った写真です。

澤 潤次郎

目 次

1. 第58回定時総会	2	
2. 新年度に向けて	土地家屋調査士会 会長 安井和男	6
3. ごあいさつ	京都地方法務局長 狛 信雄	8
4. 定時総会を終えて		
	副会長 麻 晶 克 司	9
今、調査士会ができること	副会長 信 吉 秀 起	10
報告とご紹介	副会長 山 田 一 博	11
5. 新会館建設の喜び	顧問弁護士 谷 口 忠 武	12
6. 知的財産権侵害訴訟と公認会計士の役割	公認会計士 毛 利 隆 志	13
7. 第63回日調連定時総会報告	副会長 信 吉 秀 起	14
8. 土地家屋調査士会 近畿ブロック協議会 第50回定例協議会		16
9. ADR特別研修報告	中 邨 昭 生	18
10. 第1回土地家屋調査士特別研修 考査問題 講評	弁護士 鏝 田 宣 宏	22
11. ADR研修会（平成18年度第1回業務研修会）		23
12. 新入会員研修報告		25
13. 新会館建設順調に進む		26
14. 平成18年度特別記念事業		27
「こども110番のくるま」のプレート配布について		28
15. 京都産業大学寄付講座		29
16. 支 部 だ よ り		
	園部支部 支部長 木 村 實 雄	30
法務局測量研修	舞鶴支部 山 下 耕 一	31
登記無料相談会	中丹支部 岩 鼻 良 久	31
17. 公嘱協会		32
18. 政治連盟報告	京都土地家屋調査士政治連盟会長 田 中 牟	33
19. 会 員 異 動		35
20. 新入会員アンケート		40
21. 部会活動報告		41
22. 編 集 後 記		51

京都土地家屋調査士会 第58回定時総会開催される**会員による****「活力ある新事業」の実現に向けて****「平成18年度事業計画案・会則一部変更案（19年ぶりの値上げ）」を承認可決**

京都土地家屋調査士会「第58回定時総会」は、平成18年5月26日（金）京都全日空ホテルにて開催されました。午後1時上口総務担当理事の司会により開会。式次第に則り初めに物故会員 町井貞一（中丹支部）、小牧卓雄（丹後支部）への黙祷を捧げ、つづいて「倫理綱領」朗読、「調査士の歌」斉唱と新入会員14名の紹介が行われました。

冒頭安井会長が挨拶に立ち、多数の参会者への謝辞を述べたあと、「前年度の主な事業として、4月の不登法改正に始まり、支部再編・オンライン庁指定・筆界特定制度施行・ADR特別研修など、そして1月臨時総会で承認いただいた新会館建設・ADR（京都境界問題解決支援センター）の設立と、本年度はそれらの実現に向けて、全員一丸となり進めていかなければならない」とし、「会館建設は現在設計段階で6月に施工業者の入札・8月にとりこわし・来年2月末の完成を目指している。ADRについては京都弁護士会と設立準備中であり来年春4月の開設を予定している」と述べた。

「1月20日からオープンされた筆界特定制度は多く（約50件）の申請があり、予想を超える国民の制度への期待と関心が高い、また新しい試みとして京都産業大学寄付講座を大阪会から受け継ぎ、本年度はその準備期間とし、調査士制度のPRなどを目的に19年度から講師の派遣を実施したい」と語った。最後に「11月京都国際会議場で約2千人規模となる日調連主催の国際地籍シンポジウムが開催される。また京都市北区紫野地区における法第14条地図制作作業など、今年は多くの新事業に取り組んでゆく年である。これらは役員だけでは成しえない。多くの会員の皆様方の多大な協力と支援を切にお願いしたい。」と結んだ。



会場には118名の会員が出席した。今総会は役員任期の中間年、例年なら出席者低調のところ盛会裏の議場となった。平成17年度事業報告・決算報告、平成18年度事業計画（案）・予算（案）、会則変更（案）など重要議案の審議を控え、心なしか緊張感がたがう。

議長に南育雄会員（嵯峨支部）・副議長に梶谷誠会員（西山支部）を選出、議事録署名者には成田保夫会員（西山支部）・俣野恭広会員（みやこ南支部）両氏を指名。総会構成員は会員総数298名中、会場出席者118名・委任状出席者101名の計219名により議案審議に入った。

第1号議案 平成17年度 事業報告承認の件**第2号議案 平成17年度 決算報告承認の件**

について議長より両議案一括上程され、担当役員並びに監事より報告のあと、質疑にはいる。

「決算書には主な予算執行が会議手当等諸手当・人件費・交通費などで占められているが、予算削減努力や抜本的合理化策などの協議はされているの



か」「一般会計に特別財源を繰り入れるのは問題である。見直し協議はされているのか」

など主に予算執行等財政問題を中心に、活発な意見・質問が相次ぎ、担当役員からは「財政困窮の折、今後とも支出節減に努力する」「特別財源の繰り入れは、会員負担を回避してきたものであろうが検討を行い、原則に戻したい」等々の回答があった。……………第1号議案・第2号議案（報告承認）

第3号議案 平成18年度 事業計画案審議の件

第4号議案 平成18年度 予算案審議の件

を上程、議案審議に先立ち安井会長より事業計画の基本指針となる「平成18年度事業指針大綱」を発表。

「本年は昨年の方針の継続・前進・発展は基より、社会性・公益性を最前列に置き、国民から信頼される社会貢献を基本スタンスに調査士会の確立をめざすとし、

- 1、京都境界問題解決支援センターの設立や国際地籍シンポジウムへの参画など「国民から厚い信頼を寄せられる調査士会であること。」
- 2、各種研修・14条地図作成作業への協力・新会館の建設など「知力の向上と体力の増強」
- 3、法務局、日調連を初めとする他団体との連携
を軸として、新規事業などその実現に向かって、力強く前進して参りたい」と述べた。

そのあと具体的議案内容については、各担当役員により提案の趣旨説明がおこなわれ、質疑となる。

会員からは「4月オープンADRの会則変更の要否」・「特別決議要件の変更」・「本会14条実行委員会の位置付」・「職員規則・就業規則の見直

し」・「特別財源による財源調整」・「国際地籍シンポジウムの予算」「研修会の北部開催」など、前議案審議同様に活発な質問・要望が相次いだ。

「ADR開設には規則変更等総会承認が必要」・「現行1/2→2/3の検討はする」・「現在運営していないが廃止は考えていない」「職員……については更に見直し検討する」・「特別財源は貴重な財源であり、重要な検討課題である」・「基本予算は連合会予算で賄う」・「従来から継続検討している。北部、南部の会員の要望に沿うよう講師派遣など今後とも検討する」など各担当役員から説明をおこなわれた。……………第3号議案・第4号議案（承認可決）

最後の第5号議案（会則一部変更案）は前議案の活発な討議により予定時間を超過、ようやく5時前に審議が始まった。「会則第82条別紙2（会費の金額）1月当たりの会費を10,000円から12,500円に増額、平成19年4月1日から施行」との会費値上案の上程である。

「ここ数年来、社会情勢が大きく変化する中で、調査士制度発展に社会国民からの要請・また自らのフロンティア精神を感化する広大な事業展開が求められてきた。一方予算組みは大変厳しい状況が続いており、18年度は各部の経費の節減努力によりかろうじて予算編成できたが、19年度は連合会費の値上げも確定的で昨今の事業執行に見合う予算組は難しい状況となってきた。事業計画から見ても今日の事業量は以前と比べものにならない。今後取り組む事業執行スタンスは、今ある予算内で執行する「予算重視型」ではなく、制度のため・京都会のため・会員のための積極的的事业展開に視点をおいた「事業重視型」で推し進めなければならない。





景気も復調しておらず大変厳しい状況の中で苦渋の思いではあるが、会員の前向きなご判断に期待したい」と会長より大局的見地から提案理由の説明があり、続いて財務担当役員からは「事業重視型事業執行には会費値上げは避けられない。因みに17年度全国調査士会会費調査によると低いところで9,000円、高いところでは14,000円、平均12,000円か13,000円ぐらい。変更年度も62年度以降行っておらず、京都は全国で一番長い。ここ数年、単年度収支は5～600万の赤字傾向にある。経費削減努力ももちろんであるが、この変革期にもとめられる多くの事業展開のためにもご理解いただきたい」と現状の財政状況について説明があり、質疑となった。

「事業によっては自己負担を増すなど、もっと予算削減措置を講じ合理化を進めるべきである」「事業は限られた予算内で精査し、最重要課題に取り組めばよい」「強制会であり、現会員はもとより今後の入会予定者などに影響をもたらすので慎重にすべき」「総会は会員の最高意思決定機関であり、値上げ案について納得のいく具体的な説明義務が不足している」「受益者負担の視点より、補助者会費を新設するなど検討の余地はないか」など会員から様々な質問が飛ぶ。うけて執行部「もとより今までの役員執行部は今日までズウ～ット節減努力をしてきた。」「500円は連合会会費値上分、今後、特に会員のため調査士制度の発展向上に欠かせない各種研修・研究部事業に増額は必要」「事業精査しながらも調査士制度発展には積極的事業展開が望まれる」「補助者会費は考えていない。表紙事件数など応分の負担と考える。」などくり返し説明を行う。また「ADR研修はハイレベルで驚いた。更なるスキル

アップのため値上にまさる研修を」との要望もあり、採決にはいり本議案は賛成多数で可決された。議案審議は全て終了した。

このとき自己のため、国民のため「調査士制度」の維持発展と、併せて良質で・ひたむきで・人にやさしい調査士の社会貢献を具現する新しい事業がはじまった。

熱くて長～い議案審議を丁寧に・判りやすく・爽やかに議事進行された議長・副議長降壇のあと、京都地方法務局長粕信雄様らご来賓のご入場、続いて津崎廣会員らに京都地方法務局局長表彰が授与されました。

祝

(第58回定時総会)

表彰受賞者は次の会員の方々です。

■京都土地家屋調査士会会長表彰受賞者

大 濱 成 生 (みやこ南支部)
皇 甫 隄 (伏見支部)
大 橋 孝 郎 (西山支部)
大 山 幸 夫 (みやこ北支部)

■京都地方法務局局長表彰受賞者

津 崎 廣 (みやこ南支部)
石 浦 紀 (嵯峨支部)
麻 島 克 司 (舞鶴支部)
横 山 英 世 (中丹支部)



受賞者の皆様、おめでとうございます。

■日本土地家屋調査士連合会会長表彰受賞者

西尾 常 男 (みやこ南支部)
上茶谷 英 治 (みやこ北支部)

日調連顕彰規定第7条第1項第1号感謝状

浅田 詔 夫 (城南支部)

京都公証人会

会長 伊 關 義 正 様
(社) 京都府建築設計事務所協会

副会長 石 井 千 尋 様
日本公認会計士協会 京滋会

副会長 高 橋 一 浩 様
(社) 全日本不動産協会京都府本部
(社) 不動産保証協会京都府本部

専務理事 行 待 史 朗 様
(社) 京都府宅地建物取引業協会

副会長 川 島 健 太 郎 様

京都銀行 法人金融部

ビジネスローンセンター室長 山 本 伸 一 様
(社) 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 渡 邊 正 平 様

京都土地家屋調査士政治連盟 顧問

参議院議員 西 田 吉 宏 様

参議院議員 二之湯 智 様

京都府議会議員 田 坂 幾 太 様

京都市議会議員 寺 田 一 博 様

京都土地家屋調査士政治連盟

会長 田 中 牟 様

顧問

谷口法律事務所 弁護士 谷 口 直 大 様

弁護士 佐 渡 春 樹 様

公認会計士 毛 利 隆 志 様

(以上、順不同)

第58回定時総会 ご来賓名簿



京都地方法務局

局長 狛 信 雄 様

首席登記官 河 本 正 様

近畿財務局 京都財務事務所

次長 小 泉 逸 郎 様

京都府

土木建築部用地課長 石 橋 通 様

京都市

収入役 大 槻 泰 様

日本土地家屋調査士連合会

副会長 亀 山 一 宏 様

京都弁護士会

副会長 佐 藤 邦 友 様

京都司法書士会

会長 井 上 利 博 様

京都府行政書士会

副会長 大 本 正 夫 様

近畿税理士会京都府支部連合会

副会長 篠 田 展 俊 様

京都府社会保険労務士会

副会長 内 藤 信 之 様



ご来賓の方々には公私ご多忙のなか、当会「定時総会」にご臨席賜りまして誠にありがとうございました。
(盛田)



『新年度に向けて』

会長 安井 和 男

第58回定時総会におきましては、平成18年度の船出における議案審議を、会員の皆さま方には温かい御支持と御理解を賜り、予定通り出航できる事が出来ました事に、心より熱く御礼を申し上げます。

18年度の事業につきましては、事業方針大綱で述べています通り、昨年度方針の継続・前進・発展を掲げ、社会性・公益性を最前列に置いた国民から信頼される、期待される、社会に貢献出来る調査士会の確立を目指して参ります。

又、会費の増額につきましては景気も復調しておらず、大変厳しい状況の中での苦渋の選択をさせて頂くことになりました。

会員の皆様には、制度発展の為、調査士会発展の為、強いては会員の為という判断基準をもって、限られた予算内での事業執行を執る『予算重視型』よりも、積極的な事業展開をすることに視点を置いた『事業重視型』の方針に御賛同頂いたと受け止めております。輝ける未来の為、その貴重な財源を19年度からの事業予算に充て会務執行をさせて頂きたく思っております。

さて、今年度の大きな事業の3本柱を掲げさせて頂きます。

1つ目は会館建設です、会員の皆様と共に、来春

に歴史的町並み保存に考慮した『京町家風』の会館が完成するのを夢抱きながら、仮事務所移転・現会館の解体・建築工事と進めて参ります。

2つ目はADR『京都境界問題解決支援センター』ですが、目的は社会貢献、国民からの期待・信頼を得るべく4月の設立時には滑らかに離陸する事を祈り、京都弁護士会さんの協力を得て着実に進めて参ります。

3つ目は11月に京都国際会議場で開催する国際地籍シンポジウムでは全国の調査士及び海外（韓国・台湾）の地籍関係者を暖かく迎えて、成功の為の日調連支援をして参ります。

又、3本柱の他にも予想以上の申請状況である筆界特定制度については、筆界調査員の追加推薦等万全の体制で臨み、国民の為、一つでも多くの筆界が特定される事に全面協力して参ります。

新しい試みとしては京都産業大学への講師派遣であります。

現在大阪会が同大学の調査士学科へ6～7人の会員を派遣されておりますが、これは大阪会が5年前から会事業として行っているものでありまして、大阪府内の大学からもオファーがあり、京都産業大学は地元大学ということで、是非京都会へ引き継ぎた

いと言う申し入れがありました。

調査士の受験者数が年々減少している事への対応と調査士制度のPRを目的に、19年度から参画して参りたい。そして本年度を準備期間として視察、研究を行って参ります。おわりに、紫野地区法14条地図作成業務であります。全国における法務省発注の14条地図作成業務は今までその発注方式は随意契約でありました。

今年から政府は公益法人の適正化を図る意味で、各省庁へ入札方式で行うよう指示があつて京都地方法務局も入札で行う旨の通知を本会と公嘱協会へされました。

全国のほとんどの公嘱協会はその業務形態からして入札になじまないと言う基本理念を持ち続け、入札に参加しない、随意でない地図作成は行わないという判断を致しております。

京都公嘱協会も随意であつて欲しい、地図作製は調査士の業務であり、我々が作成しなければならない責務がある事等と葛藤しながらも、最終的には『国民にとっての権利の明確化に期し、設立目的である公共の利益となる業務は公嘱協会がせねばならない』と入札参加してでも地図作成をすることの最終判断を頂いた協会執行部の英断に感謝を致しているところであります。

予算的にはおそらく厳しい面があるものと推測出来ます。調査士会では『地図作成は調査士の専門的知見をもって調査士が取り組むべき事業である』との強い意識を持っており、可能な限り人的支援等をして参りたいと考えておりますので何卒御支援・御協力賜りますよう宜しくお願い致します。

多くの新しい事業に取り組んで行く18年度であり

ます。役員だけでは到底なしえる事はできません。会員のみさんの最大限の御理解を賜りますようお願い申し上げます、新年度に向けての挨拶とさせていただきます。





ごあいさつ

京都地方法務局長 狛 信雄

4月1日付けの人事異動により、京都地方法務局勤務を命じられ、法務省大臣官房秘書課広報室から転任してまいりました。京都局の勤務は初めてです。早速、府内を歩いている中、清水寺の仁王門にて、明治8年に京都市街地図を作成するための基準点標石を見つけ、後の字切図作成にも用いられたのかと、『さすが京都』です…。どうぞよろしくお願いいたします。

貴会及び会員の皆様方には、平素から不動産表示登記制度の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会経済情勢の変動の中、法務行政におきましては、時代の要請に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するために様々な施策に取り組んでいるところであります。

IT化の進展に対応した施策である登記情報交換システムや登記情報提供システムは、コンピュータ化庁全庁において順調に稼動しており、電子商取引の普及及び電子政府の実現にとって必要不可欠な商業登記に基礎を置く電子認証制度も順調に運用されております。

また、地図情報システムにつきましては、本年度、本局をはじめとして複数庁において導入を予定しております。

さらに、登記申請のオンライン化につきましては、現在、当局不動産登記部門、法人登記部門、伏見出張所、京田辺出張所において、オンライン申請の取扱いを開始しております。今後は、園部支局及び宇治支局における不動産及び商業・法人登記についても、また、嵯峨出張所における不動産登記についてもオンライン申請システムの導入が予定されて

おります。申請システムの少しでも使いやすくするための改善を進めております。また、乙号オンライン請求については、返送用郵券等の別途負担もないものであります。どうぞ会員の皆様方の積極的な御利用をお願いいたします。

ところで、登記関係におきましては、社会情勢の変化及び国民各位の要請によって、過去に例がないほど様々な法律の改正が行われ、新しい制度が導入されております。

本年1月20日に、新たな筆界特定制度が施行され、当局におきましては、筆界特定登記官室を開設し、筆界調査委員として土地家屋調査士から21名、司法書士及び弁護士から各2名を任命させていただき、円滑な処理に向けた体制を整備いたしました。

また、「民活と各省連携による地籍整備の推進」と位置付けられ実施されております「平成地籍整備」について、当局では、現在、京都市北区紫野地域における不動産登記法第14条第1項地図の作成作業を進めているところであります。

今日の社会・経済の複雑かつ多様化、国際化に加え、規制緩和を始めとする経済構造改革等の推進により、法務行政の果たすべき役割、取り分け登記制度の役割は、今後、更に重要なものになると考えておりますが、その登記制度を支える根幹となる重要な制度の一つが、土地家屋調査士制度であります。皆様の御支援と御協力を得ながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

定時総会を終えて



副会長 麻 島 克 司

私が、京都土地家屋調査士の副会長を勤めさせて頂いて、ようやく、1年が過ぎました。この1年は、不動産登記法の大改正・土地家屋調査士法の改正等により、激動の1年でもありました。何とか会員の皆様方に、この改正の内容等をお伝えしなければならぬと、業務部一同頑張ってきたところではありますが、何分、変化のスピードが速く、ついて行くのがやっとの状態となり、十分、会員の皆様方にお伝え出来なかったところも有るのではないかと、反省しているものであります。法務局も、オンライン申請に始まり、新たな制度（筆界特定制度）の新設により、慌ただしく過ぎた1年であり、調査士会としても法務局との十分な協議がなかなか出来なかった1年でもありました。新年度は、このような反省に基づき業務部で十分な検討を行い、また、法務局とも協議しながら確実に会員の皆様方にお伝え出来る様に努力して参りたいと考えております。

さて、土地家屋調査士法の改正について、会員の皆様方はどのように感じておられるのでしょうか。ただ単に、今までの業務に追加されただけなのでしょう。私が役員に就任して多くの事を学ばせて頂いたことから思うに、土地家屋調査士制度の将来の行く末を試されているのではないかと感じるものであります。国・国民にとって必要な制度なのかと言う事が重要な事柄となっているのではないかと感じるのです。今までの様に国から保護されて来た資格制度にメスが入ったのではないかと？登記申請の代理だけで制度が維持出来るのか？と自問自答の昨今です。そのような制度改革の荒波の中、3条業務の追加となったのではないかと思うのです。この3条業務の追加の中でも、やはり大きな部分はADRの代理業務と言うことが上げられます。制度改革の中での調査士としての関与と言う事では、不動産登記法の筆界特定制度の調査委員と言う事もありますが、調査士が主導となって制度の維持・今後の将来を担うのは、3条業務のADRの代理・代理が行使

出来るセンターの実施者として関与することが大事ではないかと考えます。このADRの代理人・実施者は、今までの調査士が行ってきた登記申請の代理業務とは異にするものであります。このADRについては、前年度、会として研修会を行ってきており、会員の皆様方も既にご承知のこととは存じます。この3条業務のADRの代理・実施者は、調停の代理・実施者である訳です。調停ということは、弁護士の領域に入ったということとなり、行政の手続の代理を行ってきた部分から、ほんの入口の片隅ではあります。司法の場に入ってきたと言う事となります。したがって、今までの業務とは異にするものとなるのです。当然、今までの倫理とは比べ物にならないほど厳しく要求されて来るものと思います。また、個人も会も自己研鑽ということが重要視されてくるものと思います。そのように、苦しい立場になろうとも、やはり、将来の土地家屋調査士制度の存続には、特に重要なものであると考えるものです。総会で承認を受けた「京都境界問題解決支援センター」の構築と維持、及び調停の代理としての調査士が、上手く稼動することが重要な課題となってくるものと推測されるのです。システムは執行部で構築できたとしても、運営と言う事となれば、やはり皆様方のご協力・ご支援が必要となることは明らかです。今後より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、土地家屋調査士試験の受験者数も減少傾向と言う事のように。この資格に人気が無いと言う事では片付けられない問題とも取れます。将来的に受験者数が増えるような人気のある資格であるよう、国・国民にとって必要な資格であるよう私の出来る事は行って行きたいと考えております。どこまで出来るかは解かりませんが、精一杯頑張るってゆきますので今後ともご協力・ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

定時総会を終えて

今、調査士会ができること



副会長 信 吉 秀 起

土地家屋調査士の業務・制度は、大きく変わって
いこうとしています。昨年、オンライン申請を中核
とした新不動産登記法が施行開始され、本年1月に
施行された改正不動産登記法で筆界特定制度が新設
されました。

又、同時に施行された改正土地家屋調査士法で
は、筆界特定の申請代理人として、又、民間紛争解
決手続（ADR）の当事者代理人（弁護士と共同受
任）として活躍できる場ができました。

土地家屋調査士は、今、高度な専門性と信頼性を
基本とした公益性・社会性をもった業務・業界とし
て、認識が高まってきております。

新不動産登記法・改正不動産登記法を基本とし
て、今まで直接的には、あまり必要性を感じなかつ
た民法・憲法そして民事訴訟法等の知識も必要とな
り、研修を中心とした専門性の向上への努力は、か
つてない程に重要となっております。会長の本年度
の大綱に記載の「アグレッシブに…力強く前進して
参りたい」との言葉どおり、積極的に知識を吸収
し、利用できるよう努めなければなりません。

京都会においては、「会館建設」「京都境界問題
解決支援センターの立ち上げ」「国際地籍シンポジ
ウムの京都開催」等、京都独自の課題もあります。

皆様の深い御理解と御支援がなければ、どれ一つと
してなし遂げることはできません。

私は、研修部と研究部を担当させていただいてい
るわけではありますが、今は両部にとどまらず、土
地家屋調査士にとって、又、国民にとって、私達が
何ができるのかを考え、行動することが必要である
と考えております。

調査士会は公益性・社会性ある土地家屋調査士の
団体とし、今まで以上に①社会へのアピール②社会
への貢献③公益性の実現に向け、前進することが強
くもとめられております。

又、一方では、規制改革構造改革の波は、公益法
人制度の見直し、隣接法律専門職種の垣根論争、登
記事務の民営化等、土地家屋調査士制度にとって重
要案件は、山積の状態であります。今こそ、公嘱協
会・政治連盟と力を合わせて、一歩ずつ確実に前進
していかなければなりません。

会員の皆様の御理解、御指導、御支援をよろしく
お願い致します。

定時総会を終えて

『報告とご紹介』



副会長 山田 一 博

連合会理事になり、1年が過ぎました。ほぼ毎週のように連合会へ行き、会議及び打ち合わせの連続でした。任期は、残り1年をきりましたが、6月末に総会は終了し、7月よりまた、ほぼ毎週のように連合会へ行き、会議及び打ち合わせをしている状況です。だから京都会では、ほとんど貢献できていない副会長です。しかしながら、自分の役割としては理解しているつもりです。様々な対外的な部分で少しでもお役に立てるように情報収集を行い、ご紹介できるよう心がけています。

京都会は私を十分に利用、活用できているかといえば、どうでしょうか。判断は難しいでしょう。

連合会理事になって少し単位会の役員時代と比較すると、考え方に相違があることがわかります。

対外的に処理する事案が多く、初めから構築するケースがほとんどのため、待っていても誰もやってくれないし、事例が無いので試行錯誤の連続となります。総務部長のときに、研修部、研究部の新設、機構改革、顧問弁護士の導入、副会長4人制、外部理事の導入規則変更等や在宅研究での会館建設の方向性を書き、伊能ウォークでは地図展示を企画することができましたが、これらは、全て先輩や他会が先に導入されたことを、教えていただき真似ることができたからです。

物事を自分の力で一から作っていくことは、困難であるけれども力がつくことは間違いありません。

真似ることや、自分が本質を考えないで与えられることを待っているだけでは、成長できないし、何も生まれてきません。今、そのなかでもがき苦しんでいます。しかしながら、私の姿をみている後輩の会員たちもいます。自分が何をできるのか、何を伝えていけるのか、必死に考えなければなりません。この考えている時間と行動した結果が、何かを生み出してくれるのだらうと思います。

会員の皆さんが何を求めているのかは、千差万別

いろいろなことがあると思うので私にはわかりませんが、自分自身は執行部、役員としては組織として責務を果たさないといけないと思います。

一會員の立場、事務所での立場は、当然にあるけれども、京都会の役員としての立場が先に存在します。そのことにもっと責任を持たないといけないし、意識をしなければなりません。役員は情報量が違います。それを伝達しないと飽和するだけです。よりよい情報伝達、真の情報伝達とは、何でしょうか。情報を共有し、問題点をも共有し、新しい生産物を還元できる組織形態を強く望みます。その組織の一員として貢献できる1年にしたいと考えています。筆界特定やADR等新しい分野が実質的な動きを求められることとなります。また、調査報告書やオンラインにおける情報の管理と運用を未来に向けて検証しなければなりません。新しいことを追求しなければならぬ時ではあるのですが、その本質を十分に理解し行動しなければ意味の無い結果となりえます。登記制度の円滑で適正な運用と境界に関する紛争問題の予防を日常業務の中での的確に行えると信じています。

最後に連合会理事としての取り組みと京都会での役割を今年の目標として紹介します。

1. 11月13日、14日国立京都国際会館にて土地家屋調査士全国大会・地籍国際シンポジュームの開催・企画・立案
2. 第2回ADR特別研修の運営・企画・立案
3. 調査士型CPD制度の企画・立案
(『CPD』とは Continuing Professional Development の略であり、その意味は継続的専門能力開発=継続教育とされている)
4. 登記相談制度の運営・企画・立案
5. 土地家屋調査士派遣制度の企画



新会館建設の喜び

顧問弁護士 谷口忠武

京都土地家屋調査会が、会館の建て替えを決議されたとのことを伺い、所感を述べさせていただきます。

私は、幸いなことに、日本弁護士連合会の新会館（東京3弁護士会との4会合同会館）及び京都弁護士会の新会館の建設に中心的に関わることが出来ました。4会合同会館については、約10年間関与して、平成7年春に竣工させることが出来ました。京都弁護士会新会館は、京都弁護士会会長をしていた平成7年度に委員会を立ち上げ、建て替えの検討に入り、推進本部を立ち上げてからは本部長代行として仲間とともに心血を注ぎ、平成16年春に竣工させることが出来ました。私は、京都弁護士会の会員なので、4会合同会館の建設で培ったノウハウを京都弁護士会の新会館建設にフルに活用できたことは、とても幸せなことでした。亡父、私、長男と、三代にわたってお世話になっている京都弁護士会に幾ばくかのお返しが出来たと考え、この事業につき誇りに思っています。

会館の建て替えは、一世一代の大事業です。決して設計事務所に任せきりにすることなく、全会員とともに造り上げる気概で取り組んでいただきたいと思います。

京都弁護士会の時は、プロポーザル方式のコンペにより設計事務所を選任し、設計内容確定まで、少

数の委員が毎又は各週土曜日に休みを返上して設計事務所と設計協議を重ねました。設計事務所からも毎回所長をはじめ、設備関係の技術者まで含めて5、6名が出席して熱心に協議しました。問題点については、次回に提案をしてもらい協議のうえ決定していきました。協議結果や、試案の図面は、逐一会館に備え置き、会員に対する情報開示に努めました。

施工業者の選任については、地元業者にゼネコン1社（京都地裁の工事を請け負った業者）を加えて競争入札により決定しました。特に気をつけたことは、談合の排除です。この点については、細心の注意を払いました。作戦は完全に成功しました。そのことは、入札金額のばらつき、2度目の入札による落札金額により実証されました。

工事中も、担当委員、設計事務所、工事業者三者の定期協議を繰り返し竣工にこぎ着けました。

日弁連の会館、京都弁護士会の会館は、私にとって自分の会館であるような気がします。とても幸せなことです。

利便性の高いすてきな会館を建ててください。ご参考になるようでしたら、いつでも京都弁護士会を案内してご説明しますし、私でお役に立つようなら何なりと協力させていただきます。

知的財産権侵害訴訟と公認会計士の役割

・・・計算鑑定人制度を中心に・・・



公認会計士

毛利 隆 志

証券取引法・商法等の法定監査以外に、公認会計士の新しい業務領域としまして計算鑑定人制度も、これから注目されてくることと思います。本稿では、計算鑑定人制度の概要について説明いたします。

産業発展、経済活性化の観点から重要性が認識されてきた知的財産保護に関して、平成10年の特許法改正において計算鑑定人制度（特許法第105条の2）が導入されました。計算鑑定人制度は、知的財産権の損害額の立証の迅速化及び効率化を図るとともに、当事者の立証負担の軽減を図るために訴訟手続きの中に創設された制度であります。

計算鑑定人制度の新設に対応して公認会計士が計算鑑定人に選任された場合の計算鑑定業務の均質化を図る一助として、計算鑑定人マニュアルを取りまとめるべく、日本公認会計士協会経営研究調査会に計算鑑定人部会が設置されました。計算鑑定人部会において計算鑑定人制度の調査研究が進められ、裁判所、弁護士会等からの意見を求め、さらに学会報告も行い会計学者からも意見を頂き、「計算鑑定マニュアル」の最終報告が平成16年1月14日に日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第15号として

公表されました。

知的財産に係る紛争処理において、公認会計士は、独立した第三者としてかつ経済及び会計の専門家として計算鑑定人として参画するだけでなく、訴訟の当事者（原告・被告）の立場からも会計の専門家として訴訟に関わる状況が増え、知的財産分野での公認会計士の役割がますます重要になっていきます。

知的財産に係る紛争処理において、公認会計士の役割を十分果たしていくためには、社会から信頼される鑑定を実施することが重要です。そのためには、会計・監査の専門知識に加えて民事訴訟法、知的財産に関連する法規の理解、判例の整理等幅広い知識、経験の積み重ねによるノウハウの蓄積が必要です。また、財務諸表監査との相違点にも十分な理解が必要となります。

会計との関連で見れば、各法律の損害額算定方法について、特許法における損害額算定の基礎となる利益概念は限界利益が通説ですが、今後発生してくる事案については個別固定費の取り扱い、操業度の基準、寄与率等の考え方の整理も必要になってきます。

公認会計士が実施する計算鑑定作業が社会から信頼されるために、損害額算定作業の質を一定水準に保ち、計算鑑定環境変化や損害額算定に関する新しい会計理論の発展に対応して、計算鑑定マニュアルについて、継続的な検討・体系化に努めていくことができるならば、紛争処理あるいは訴訟に関する会計の新たな分野の開拓にもつながっていくものと思います。

日調連定時総会報告



信吉秀起

平成18年6月19日（月）・20日（火）の2日間、東京・赤坂プリンスホテルを会場とし、第63回日調連定時総会が開催された。

松岡連合会長の挨拶で総会の幕が明けられた。松岡連合会長は、その挨拶の中で、次の9つの事項を話された。新しい制度に向かって、積極的なかわりを強調された。

- (1) オンライン申請の導入・ICカードの配布（時代の武器を全ての調査士に）
- (2) 筆界特定制度の新設（筆界調査員）
- (3) 筆界特定制度の代理権取得（土地家屋調査士全員）
- (4) 日調連ADR特別研修の件（ADRセンターの促進）
- (5) 調査報告書（登記所の統廃合、調査士のプロ意識）
- (6) 地図作成作業（公益性、社会の認知度の向上）
- (7) 財政基盤の確立（次年度からの会費の値上げ等）
- (8) 規制改革、構造改革の波（法務局の民営化等）
- (9) 公益法人関連（地図作成は、土地家屋調査士の専権）

議長選出の後、慎重審議が行われた。

事前に、質問・要望等合わせて41件寄せられ、審議の提案理由・説明の中で各々についての、回答がなされていった。

京都会も6件の質問・要望等を事前提出した。その内容と回答は、概ね下記のとおりであります。

1. （質問）社会事業部の新設における業務分掌
（回答）公共的要素があるものを社会事業部が中心となって行い各部が重複しないように務める。
2. （要望）法14条地図における一般競争入札方式
①入札方式をとるのであれば、作業内容を明確に示し、設計図面が作成されること。
②作業内容・設計図面に相当する適正価格での入札が行われること。
③入札の対象者は、公嘱協会、土地家屋調査士、調査士法人に限ること。
④請負業務に限ること。委任、委託業務は、決して入札にはなじまないこと。
（回答）上記①～④を考慮し、今後法務省との交渉にあたる。
3. （質問）国際地籍シンポジウムの件
（回答）調査士全国大会というよりは、国際地籍シンポジウムを核にして考える。
4. （質問）理事候補者の選出方法について
（回答）提案どおりで御理解いただきたい。
5. （質問）日調連ADR研修の件
（回答）今回の研修の反省すべき点は反省し、次回の参考に。
6. （質問）会則第72条第1項（会費の値上げ）の

件

(回答) 提案どおりで、御理解いただきたい。
各議案の審議結果は、下記のとおりであります。

第1号議案

平成17年度一般会計収入支出決算報告承認の件
平成17年度特別会計収入支出決算報告承認の件
報告のとおり承認可決

第2号議案

平成18年度事業計画案審議の件
提案のとおり承認可決

第3号議案

平成18年度一般会計収入支出予算案審議の件
平成18年度特別会計収入支出予算案審議の件
提案のとおり承認可決

第4号議案

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正審議の件 (特別決議要件3分の2)
(会場より議案修正の意見があり執行部は本議案を4分割し下記のとおり修正し再提案された)

第4-1号議案

筆界特定制度及び民間紛争解決手続きに伴う各条文の新設
提案のとおり承認可決

第4-2号議案

東京土地家屋調査士会会館建設に伴い連合会事務所を同会館に移転する件 第4条連合会は事務所を東京都千代田区に置く、但し事務所移転の日から施行する (経過措置付き)
提案のとおり承認可決

第4-3号議案

第19条第4項 調査士会の会長以外の者が連合会の役員である調査士会における代議員の数は、規定する代議員の数から当該役員の数

を減らすものとする。

議決件数189件 賛成111件 提案否決

第4-4号議案

連合会費現在調査士1会員につき月額1,250円のところ、月額2,250円とする。但し平成19年6月30日までは、1,250円、平成22年3月末日までは1,750円とする。

(反対の意見多数)

議案修正動議が提出される (埼玉森田会長他8名、京都会安井会長も署名)

(修正動議)

連合会費現在調査士1会員につき月額1,250円のところ、月額1,750円とする。但し施行日は平成19年7月1日とする。

修正動議を先議

議決件数189件 賛成132件
修正動議可決 提案否決

第5号議案

日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正案審議の件

(特別決議要件3分の2)

主な条文として新設条文

第3条2項2号 (選任の方法)

選考理事の選任は協議会若しくは調査士会が所属する会員の内から推薦した者又は会員100人以上から推薦を受けた会員のうちから選考委員会が選考した候補者を総会に諮り選任する。

会員100人以上から推薦を受けた会員のうちから選考委員会が選考した者との箇所が問題となる。

議決件数189件 賛成53件 提案否決

本総会は、活発な意見が交わされ、執行部提案は、一部否決されたが、会費の来年度500円の値上げを何とか可決することができた事は、財政基盤の充実の意味で重要であると考えられる。

土地家屋調査士 近畿ブロック協議会

第50回定例協議会

標記協議会が平成18年7月14日ニューオータニ神戸ハーバーランドで開催された。

阪神淡路大震災が起きた平成7年の年末にこの場所へ来たときには、崩れた岸壁がまだ被災したままであったが、いまは付近に大きな建物が建ち神戸のしゃれた街に戻り震災の痕は一見したところみられない。

さて、協議会はブロック会長の挨拶に始まり、翌年開催会の会長が議長というのが恒例となっており京都会安井会長が議長となり議事進行した。総務部会長による平成17年度会務報告、会計・監査報告のあと、平成18年度の活動計画と予算について各部会長より提案された。計画案はほぼ例年と同様。広報部は本年11月に開催される『国際地籍シンポジウム』と併設する『土地家屋調査士全国大会』の広報について発言。近畿（京都）で開催されるこのシンポジウムの広報について近畿各会で共同の広報活動を計画。2000年東京での開催から各国を巡り日本での開催は京都・宝ヶ池の国際会議場。韓国・台湾・日本とアジアの国3国が集まる。併せて開催される土地家屋調査士の全国大会は2000人が集う大会を目標としている。公共事業部は、「公益法人改革と公共事業に関する研究」を挙げ土地家屋調査士協会の公共性、必要性についての研究を活動計画とした。

5部会の計画案の説明のあと質疑にはいり、大阪会加藤副会長より資料センター構築の件について質問がされた。部会長からの答弁の後加藤副会長は、現在大阪会で実施している大学の寄付講座について



説明。年々減少する土地家屋調査士試験の受験生の減少をみると希望も興味もない資格となりつつあるのではないかと。我々の制度や業務など将来を担う若い世代に伝える事が大事なことであり、このような講座を近畿ブロックで計画し実施してほしいと執行部・各会役員への要望を述べ、た。執行部より質疑への回答ののち活動計画についての賛否を問うところ賛成多数で承認された。

続く「時期開催地について」では本会大西総務部長より19年度協議会は京都宝ヶ池で開催する旨を説明。

連合会報告は、地元大阪から選任された松岡副会長、大星広報部長、藤木理事、山田理事から報告。松岡会長は、連合会費値上げ・会館移転・ADR・筆界特定・調査報告書に関し概ねの説明をし、大星広報部長からは11月に開催する『国際地籍シンポジウム』と併設する『土地家屋調査士全国大会』について報告し『京都での開催であり近畿ブロックから

出来るだけ多くの会員が参加されることを期待している』と述べた。藤木理事からは来年4月より実施する「調査報告書」、山田理事からはADR特別研修についての報告がそれぞれなされた。その後は次第のとおり議事を終え第Ⅱ部の式典へ。

表彰式、京都会からは大阪法務局管区局長表彰に、今井成男会員、乾倬一郎会員、今西晟介会員が受賞。土地家屋調査士会近畿ブロック協議会表彰に大西淳会員、木村正和会員、戸田和章会員が京都から受賞された。おめでとうございます。

大阪法務局長、神戸地方法務局長、兵庫県副知事、と多数の来賓の挨拶とつづき午後6時予定されていた次第全てを終了した。



次 第

I. 議事

1. 物故者に黙祷
1. 開会の辞
1. 近畿ブロック協議会会長挨拶
1. 議長・副議長選出
1. 議事録署名人選出
1. 議事
 - (1) 平成17年度 会務報告の件
阪神・淡路まちづくり支援機構活動報告
 - (2) 平成17年度 収支決算報告
及び監査報告の件
 - (3) 平成18年度 活動計画(案)の件
 - (4) 平成18年度 予算(案)の件
 - (5) 次期開催地について
1. 桐栄サービスの扱う保険について
1. 連合会報告
1. 全調政連報告
1. 平成18年度厚生部会の活動について

II. 式典

1. 来賓紹介
1. 近畿ブロック協議会会長挨拶
1. 表彰式
 - 管区法務局長表彰
 - 近畿ブロック協議会会長表彰
1. 来賓祝辞
1. 祝電披露
1. 閉会の辞

III. 懇親会

はじめての特別研修を 受講してみても

伏見支部

中 邨 昭 生

平成17年の秋に特別研修の案内が送付されてきました。

その内容の概略として、1枚目は京都会としての案内が記載され、

- ① 土地家屋調査士法の改正で創設された第3条第1項第7号の民間紛争解決手続代理業務を受任できるのは同条第2項以下に記載された研修や考査を受けかつ能力があると認定された者であること。
- ② 京都会に割り当てられた今回の人数枠は30名で、希望者多数なら抽選になる。

となっており、2枚目以降は連合会として法改正への経緯を細かく説明した後、実施計画及びその計画内容の詳細、つまり実施団体や研修の概要は以下の通り

- ① 実施団体としては日調連
- ② 協力機関として、
 - i 法務省
 - ii 日本弁護士連合会
 - iii 各弁護士会
 - iv 財団法人 日弁連法務研究財団
- ③ 研修内容の詳細な時間割

であり、最後に実施要綱と実施予定日が記載されていました。

そこで、まずは研修の申し込みをして抽選結果を待ちますと、応募人数44名の中から数少ないクジ運を使ったのか、抽選で選ばれ、研修を受けることができるようになりました。

さて、受講申し込み手続や受講料の納付を済ませると、それからというもの様々なテキストや必読図書のご案内などが順次送付されるという状況が何度か繰り返され、必読図書の入手に追われたりしているうちに、必読図書もあまり読んでいない状況の中、

気が付けば受講開始日が近づいていました。なお、必読図書は政府刊行物のサイトなどからインターネットで注文するほうが早いかもしれません。

それでは、本題の研修状況などを個別に分けて感想や報告を書いていきます。

I 基礎研修

まだまだ寒い日が続く春分の日頃、いよいよ特別研修の開始となりました。でも必読図書がまだ全部読めてないけど大丈夫か？他の皆さんは読破しているのか？と不安を感じながら会場に行く道で、初日は午後からという予定にもかかわらず、誰も経験していない第1回目ということで情報が少ないためか、早々に到着して不安な面持ちで会場に向かわれていました。しかし受付で知った顔と会い、情報交換を進めていく中で不安な気持ちを消せないまでも強張った面持ちが少し和らいでいたような記憶があります。

そして会場に入って驚きました。大きなスクリーンが3枚あり、それはインターネットを経由して東京発信による全国同時中継で講義をするための設備だそうです。ちなみに前列の方は映画の字幕を見るような、つまり首が痛くなりそうな状況で受講されていたので今後は改善する必要があるかなと思います。

そして定刻となり、いよいよ講義開始となるのですが、お約束の開講式や連合会長の御挨拶などを適当に挟んでから本題の研修が始まりました。

「憲法」

この講義の中で印象に残っているのが、まず民主主義の基本的な講義をされた後、最大多数の最大幸福が正しいのか？という問題でした。その理由とし

て、一般的に民主主義として取り入れられている多数決の原理は、その結果に間違いが生じないのか？という内容でした。この考え方を知って自らの中で考察や検証することは、今後の紛争解決の手段に間違った方向付けをしないための防波堤として自らの心中には必要不可欠の考え方であろうと思われたからです。

「境界確定訴訟の実務」

この講義は、所有権確認訴訟と比較していくことで当事者適格やいわゆる民事訴訟法の手続における弁論主義の排除、固有の必要的共同訴訟の形態の説明に事例を踏まえて講義されました。そして境界確定訴訟の実態的な流れに伴って、書証としてはどのようなものが適当と考えられるか、また我々ではなかなか掴み難い裁判官の心証形成はどのようにしているのかを講義していただき、ADRが不調に終わった場合も考えて土地家屋調査士は取り組むべきであろうといった講義でした。

しかし、この内容は京都会の法学研修で何度か聞いた話も含まれていたため、割と聞き易い話でありました。

「民事訴訟法」

この講義は、大学の教授によって進められ、事例を含めた論理的展開を事細かにテキストに記載されており、民事訴訟法の中の基礎的部分を講義されたのですが、4時間で説明するには量が多すぎると感じられました。

しかし、この講義内容も京都会の法学研修会で聞いたことがほとんどであり、基本的に復習の感覚で受講できました。

「民事訴訟と立証方法」

この講義のテキスト内容は前の講義とは異なり、行間が広く、箇条書きが多い形態でした。そして内容として、より実務的にかつ端的に具体例を掲げ、「訴訟物」「請求の趣旨」「請求の原因」「否認」「抗弁」「自白」などの説明と裁判官の心証形成及び判決への道程を講義され、ADRが不調に終わった後の展開となる民事訴訟の概略の講義でした。

「所有権紛争の実務」

この講義内容として、境界争いは「筆界争い」ではなく「所有権界争い」の場合が多いという前提のもと、ほとんど「取得時効」についてのみの講義をなされておりました。ということは120分間のほとんどを使って時効に関する講義をされたのですか

ら、主催者側が重要だと考える講義なのでしょう。そして後々のグループ研修をした際に本研修の重要課題であったことが改めてわかりました。

「ADR総論・ADR代理の基礎」

この講義の中では、例えば土地家屋調査士がADRに取り組む際に、土地境界問題だけの解決を調査士が自己中心的に行うことは、結局のところ本質的解決には至らないこともあり得る可能性を理論的な展開で説明されたことで、例えば、境界に関する争いが存する状況の中、単に境界のことだけで揉めていると勝手に土地家屋調査士が思うことは危険な解釈で、実は他の何らかの原因により境界問題も含めた諸問題に発生したかも知れないと疑うことが問題解決への道程となるということでありました。それは専門家が紛争当事者の主張に耳を傾けることを忘れ、説明的な立場で専門家主導型の表面的な解決をしたのでは根本的な問題解決にはならないことを再認識させられましたし、専門職としてADRを行う際の難しさを改めて感じました。

「専門家責任」

この講義は、後日の講義となる「倫理」の基礎学習となるもので、いわゆる「プロフェッショナル」とは、どうあるべき者か、また、どのような行動をすべき者か等を倫理面の強化するための土台作りでありました。

以上が基礎研修の各講義に関する私なりの感想で、この基礎研修の期間内に講義内容とは別に生じた感想を徒然に書きますと、3日間の内の2日目は平日であり、朝のラッシュアワーに電車に乗るのは久々で、補助者時代に通勤していたことを思い出しました。そんな中、近畿全域から集まり一箇所での研修を受けている状況を考えると遠方の方々は当然に宿泊する必要性が生じるので、研修案内に添付されていた通り、宿の手配が必要になるでしょう。ただ、インターネットを使った全国同時中継ならば、各単体会で対応できる状態になれば良いのにと安易な発想ながらに思いました。

また、この期間中はちょうどワールドベースボールクラシックの決勝戦の時期と重なったので、インターネット回線の混雑が原因と考えられる配信停止状態が数分間生じたこともあり、講義形態についてはまだまだ改善の余地を残した研修であったと思われます。

II グループ研修

この研修は、5名ずつに分けられたグループがグループ内で各自の見解を提出し、自らの意見を交わすことを経て、テキストに記載された課題について申立書や答弁書を作成することと、テキストに記載された問題に対してグループ内にて討議しておくこと、そして倫理についても討議しておくことが主たる目的で、弁護士が申立書や答弁書について講評を行う集合研修の際に討論できるような準備もしておく必要もありました。そのカリキュラムとしては申立書・答弁書・倫理に各5時間ずつ合計15時間の研修を一定の期間内に終了しておくことでした。

このグループ研修の進め方について、

- ① グループ内にてグループ長たるものを決定し、意見集約をして課題を提出する。
- ② 討議したりする時間の管理や出欠確認、課題提出の有無などをグループ長が行い、所属会を經由して連合会に報告する。

というのが基本形で、最低でも15時間の研修を行えば、研修時間に上限無しという形態でありました。

その課題の内容に対する感想として、まず申立書とはどのような形式と内容を具備すべきか?というのが初めの疑問点として出てきました。その中で形式については、答弁書についての課題文書に申立書が掲載されていたので、それを雛形として利用しました。しかし、内容の記載方法については、グループ内の各メンバーに様々な意見が生じましたが、なんとか集約することができました。それは筆界という調査士独自の観点に立ったものや、自分が紛争当事者になった場合を想定しての意見など、事象への切り口が異なることに起因する意見の相違であったと思われる。

次に答弁書の形式や記載内容について、申立書のような雛形がなかったため、メンバー各々が書店で調停などの書式が記載された本を購入したり、インターネットを利用して書式の検索をしたりして様々な考えることになりました。それは、境界問題解決支援センターが設立された際に誰もが利用し易くするために必要となるであろうと思われました。そしてこの答弁書に記載する内容について、申立書と同様にグループ内で事象への切り口が異なることによる意見の相違がでてきましたが、グループの意見として集約することができました。なお、申立書及び答弁書どちらの課題も取得時効が関連する内容でし

た。

そして倫理に関する課題は、いくつかの条件設定の下で土地家屋調査士がすべき行動、換言すれば、依頼主との信頼関係の構築に支障をきたさないための行動指針を日常からどのように持っているべきか?という非常に難しく、また各個人の業務に対する捉え方の差によって見解に相違が生じるのは当然で、倫理に関する課題に完璧な正解というものは出ないであろうという中、グループ内で討議しましたが、やはり各個人間の行動指針に温度差が生じており、自分自身の行動指針を改めて見直す良い機会となりました。

以上がグループ研修に関する私なりの感想で、このグループ研修の期間内に講義とは別に生じた感想としては、講義を聴くという研修では中々得られない自らを見直す機会を得られ、他人の課題に対する切り口を見ることで、より幅広い視野を得ることが得られたことだと思います。例えば、10円玉は円形であると限定するのではなく、横から見れば長方形であり、円形と長方形を複合した考察では円柱形になると認識するように事象に対する切り口を多く持つことがADRにおいても重要であろうと感じられました。

III 集合研修

この講義は、グループ研修で意見を集約し課題として提出した申立書や答弁書の内容について、弁護士との討議をすることで、より実務的な取り組み方を学ぶことが目的であったように感じられました。その内容として、まず申立書については、いわゆる訴訟物や要件事実に分けて記載していくことが必要であるとわかり、記載内容については原則として証明するものの添付が必要であるともわかりました。次に答弁書に記載することとして、「認知」「否認」「不知」と分け、申立の内容の全てに答弁することが重要であると講義されました。その理由として紛争全体の中に様々な事情がある中、紛争のみを抽出する争点整理を行うことが解決への近道であろうという発想から提言されたことと思われれます。それはADRにおいても同様で、諸問題が複雑に絡み合ったときでも、まずその絡み合った状態を分解して、問題を個別に分けることで問題に対する理解が早くなると思われれました。

しかし、紛争解決の際に争点整理して目前の紛争

のみの解決だけではADRに不向きであろうと感じられたものの、調停が不調に終わり裁判となった場合に調停の内容が証拠として採用されることも含めて考慮しておく必要があり、申立書や答弁書の難しさを感じられた講義でありました。

IV 倫理に関する講義及び考査

まず倫理に関する講義は、グループ研修をしてきた時にも感じられたように様々な各個人の考え方をみることに土地家屋調査士法第3条と第22条の2に記載された内容を再認識させられることで普段は認識することの少ない自分の倫理観を見直すことができ、また土地家屋調査士が資格団体として生き残っていくには、より高度な倫理観による自浄能力を有すべきであろうから、倫理規定の作成と倫理委員会の常設は必須事項となっていくと思いましたが、また日常から倫理観を意識して業務に取り組む必要が今まで以上にあるとも思いましたので、業務を受託する前の相談時においても意識するようになりました。

そして倫理の講義を受け昼食をとった午後にいよいよ考査です。試験時間は2時間で問題内容としては、択一式が15問で記述式が2問あり、その内容の詳細として、択一式は、憲法2問・民法10問・民事訴訟法2問・土地家屋調査士法1問の15問であり、記述式の1問目は事例を基にしたいくつかの設問に答えることで、2問目は土地家屋調査士の権限と倫理に関する設問に答えることという事前情報が公開されていました。

そこで、この考査にどのような試験問題が出たかは色々なところから情報が得られるでしょうが、私が感じた全体の感想として、まず択一式の問題で、憲法ではADRに関連する財産権などが、民法では基本的でかつ常に問題となる部分は当然のように出題されましたから、大学の法学部の講義を基本的に理解していることが求められていると思いましたが。そして民事訴訟法では、択一で出題できる部分が限定されているので、基礎研修の内容そのまま、また土地家屋調査士法もADRに関連する条文の理解度がそのまま出題されたと思います。ただ、全体的には本研修の協力機関である財団法人日弁連法務研究財団から出ている法学検定の問題集を解いておくことが求められています。

そして記述式についてですが、1問目は事例を基

にしているだけにより実務的な内容理解度が問われていたと思われます。つまり訴訟物、要件事実などに対する理解度が求められ、ADRにおいて弁護士と共同受任した際に終局的解決となる裁判についての理解度を高めておいてもらいたい意向が感じられました。また2問目の土地家屋調査士の権限と倫理については受任すべきでない業務に明確な根拠付けができるか否かが焦点であったと思われました。

V まとめ

他の調査士会のことはあまり知りませんが、京都府が継続的に開催している「法学研修」の講義を聴くことは、この特別研修の基礎として十分に役立っていると思います。特に民法の分野は基礎研修で講義せず、必読図書にて自習することで当然にある知識になっていることが前提という状態ですから、例えば、頻出問題となる「代理」などは学説なども交えた講義を聴いて理解することが重要であるので、何度も繰り返し講義を聴ける研修にはこれからも積極的な参加をし、自身の能力保持に必要であると改めて思いました。

最後に、この研修全体を通して感じられたことは、おそらく日本弁護士連合会の考え方として土地家屋調査士法第3条第1項第7号を徹底的に理解して欲しいということで、逆に言えば筆界が明らかであるときには弁護士だけで紛争解決をするので、土地家屋調査士が入る余地は無いと暗に言っているような印象を受けました。それは集合研修や倫理の講義の中で何度も条文理解を求めていたことから感じ、最近の法改正の流れにより、他の士業が弁護士業務と競り合う中、日本弁護士連合会が自らの職務領域を守りたいという思いが伝わった研修でした。ただし、弁護士個人としては境界に関する紛争に土地家屋調査士の協力無しの解決は難しいと感じられました。

以上、特別研修を受けた私見ですが、書き殴った感じの否めない乱文を最後までお読み頂いた方々、誠にありがとうございます。なお、本文を書いている現時点で考査の結果はわかっていませんが、自分の糧となったことに間違いなく、より多くの方が受講されて土地家屋調査士の資質向上になれば良いと思いました。

「第1回土地家屋調査士特別研修 考査問題 講評」

弁護士 鏑 田 宜 宏

【択一式】



問題は全15問。憲法2問、民法10問、民事訴訟法2問、倫理問題1問です。

民法に非常に比重が置かれています。

民法の内訳は、民法総則4問、物権3問、債権総論1問、債権各論（不法行為）1問、相続1問で、各領域から満遍なく出題されています。

民法総則と物権にやや偏りが見られますが、特に民法総則と物権を重要視しているのではなく、たまたま多く出題されたという可能性もあります。

出題の難易度ですが、憲法・民法・民事訴訟法ともに、内容は基本事項であり、一定レベルの基本書（大学の法学部で参考図書に指定されるハードカバーの専門書）をきちんと押さえておけば解答可能な難易度ですが、少なくとも付け焼刃のアンチョコ本程度でなんとかなるレベルではありません。

勉強方法としては、薄く広く基本事項を『理解』しながら潰していくしかないと思います。

【記述式】



記述式は、第1問；小問1乃至4、第2問で構成されており、第1問小問1、4は主として民法、小問2は民事訴訟法（申立・請求の趣旨；形式面）、小問3は民事訴訟法（立証方法；実質面）、第2問は倫理問題となっています。

解答方法は、第2問の300字以内という以外は、簡潔に、箇条書きでとれているので、記述式については本格的な論証力というよりはむしろ正確な知識で事案を分析できるかという分析力を試す傾向であらうかと思われます。

そして、分析に必要な『正確な知識』については、今回の考査問題を検討する限りにおいては、【択一式】の知識的準備をしっかりと行っておけば、十分に対応できると思います。

ただし、インプットとアウトプットは全く違う作業なので、記述式の分析能力を養う訓練は別途必要になってくるでしょう。

ADR研修会

平成18年3月19日から始まった第1回土地家屋調査士特別研修も5月13日考査をもって予定された日程を終了。7月末には研修を受講した全国1500名の土地家屋調査士に考査成績が送られ、8月4日までに代理能力認定手続きをし、10月2日各法務局、官報に認定者が発表される。認定者は、土地家屋調査士法第3条7号に定める「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。）であって、当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理」ができることになる。

京都会は来年4月「京都境界問題解決支援センター」開設に向けてADR研修を計画的に実施している。

平成18年6月24日池坊文化学院「こころホール」において平成18年度ADR研修会が開催された。早稲田大学大学院和田仁孝教授による全4回の調停員・相談員育成カリキュラムの第1回目。「ADR



と法専門性」と題して始まる。

公布された『裁判外紛争解決手続の利用と促進に関する法律（ADR法）』の第3条は基本理念として「裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。」と定めた。「法による・・・」と「専門的知見・・・」は日本特有のも、裁判外での紛争解決を先行する北米では多様な位置づけをされている。法律により規制したのは、日本の文化になじむものにするため、日本的な『情』に考慮したものではないだろうかとの和田教授は述べた。

休憩をはさみ医療過誤の裁判のビデオを視聴。交通事故で負傷した青年が搬送された病院の判断ミスにより正確な治療が出来なかったため亡くなった。母親は病院に過失があったと提訴する。母親の依頼した弁護士は十分な能力があり原告の請求が認められようとする。審理も終盤になり弁護士から和解案が示された。しかし母親は応じない。母親は弁護士を解任し判決まで自分自身が法廷に立つ。診断を誤り、息子を死に至らしめた医師らの謝罪も言葉がほしかった。専門職とし合理的な判断により依頼者の有利になるよう進めたのだが、それは依頼者にとっては満足する解決ではなかった。

『1000円ゲーム』というゲームをした。2人一組になり、手元にある1000円の分け方を一方が提案する。提案は1回。返事はYesかNoで答えるというもの。

2等分の500円が圧倒的に多かった。少数ではあるが提案者1000円・相手方0円、またその逆もあった。当事者の対立関係からリスクの計算しその分割方法が異なる。どちらもが十分満足と言う結果はないが、両者が妥協することにより1000・0と言う結果になることは少ないだろう。

4時間の第1回の研修会。紛争の当事者には自分なりの正義がある。依頼者の心理を酌み対応していくことになるだろう。そのための学習はこれで十分というものでない。調停の場ではそのケースによりいろいろな解決方法があり都度新しい発見がある。特別研修では法律の理解や倫理を学習したが、型にはまった紛争はなく、ひとつひとつが新しい事案になり代理人のトレーニングは続く。



新入会員研修報告



平成18年 2月18日土曜日、土地家屋調査士会館3階にて新入会員研修が開催され、13名の新入会員の方々が参加されました。

最初に一人ずつ自己紹介をした後に研修が始まったのですが、既に近畿ブロックの新入会員研修と一緒に参加された会員の方も多く、緊張の中にも同期あるいはなじみの顔といった和んだ雰囲気を感じられました。

まず、安井会長より土地家屋調査士法と京都会会則の順守、職責と品位保持の自覚という、土地家屋調査士としての心構えに関わるお話がありました。また、研修の講師は業務部が担当されたのですが、公嘱協会、政治連盟からも先生方が来られ各組織の説明をされました。

さて研修の中では、5、6名のグループに分かれて事案を検討し、発表するという講義があり、私にとっても興味深く一緒に参加させていただきました。具体的な事案を挙げ登記の目的、原因等をどう

判断するか？といった内容なのですが、参加者側からその事案あるいは条件について講師の先生が想定されていないほどに細かい質問をする場面があり、そこに日常の業務で真実を追究している調査士ならではの、たとえ研修の事案でも整合性のある判断をしようとするこだわり（笑）が感じられました。実務の中で会員それぞれが悩み、研鑽している姿が映し出されたように感じました。

参加された新入会員の皆様はいかがだったでしょうか？もちろん、実務経験ではそれぞれ差もあり事務所によって状況も違う事でしょうが、初心を忘れず京都土地家屋調査士会を盛り立てていこうではありませんか。私が登録をした時には既に京都会の新入会員研修は隔年で開催されておりましたが、ずっと以前は研修がなかったとも聞きました。こうして京都会が会員のレベルアップに尽力して頂けることもありがたいことですね。

(末永)



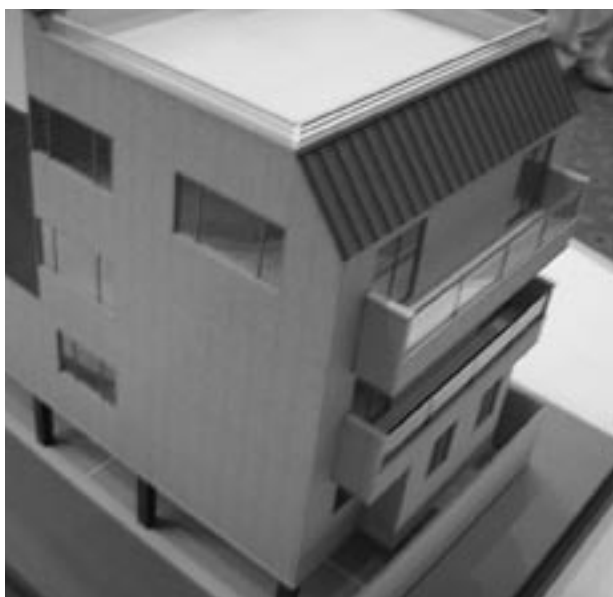
新会館建設順調に進む

会館建設実行委員会は、会員からの投票によりA-studio設計案に決定後谷口1級建築士と面談をし、設計案について会員からの要望と変更の希望などを伝え基本設計作業を依頼した。毎週1回詳細な打ち合わせを実施し、無料相談会場・京都境界問題会見センターとして、また、会員の研鑽・研修場所として会員・市府民に使い易い会館へ仕上げていく。

5月定時総会で事業計画・予算が承認され、総会後の理事会にておいて工事の業者を、KASSシステム、京都市内の大手建設業、ゼネコンからそれぞれ選考し工事参加をよびかけ入札を行う。

新会館建設に伴い、7月24日から下記場所にて京都仮事務所で執務を行う。

現会館は本年8月中旬に取り壊し、来年3月竣工



予定である。

総会には新会館の模型が展示され、京都土地家屋調査士会館がより現実的になった。

現会館は、会員数が増え最近では総会・研修には利用されなくなったが33年間、登録事務・総会・記念事業・会議・研修などが行われてきた。建設に携わった会員、会務のため多くの時間を過ごした会員、緊張した登録の面接場所など・・・思い出は多い。昭和48年6月に完成した現会館は平成18年8月その役目を終える。

仮事務所

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町87番地
ケイアイ興産京都ビル7階

(電話番号は変わりません)

平成18年度特別記念事業

(第5回国際地籍シンポジウム併催)

新不動産登記法・筆界特定制度の創設・土地家屋調査士法の大幅な改正を記念して「境界・地図・地籍」をテーマに土地家屋調査士全国大会が国立京都国際会議場で開催されます。

【第1会場】

テーマ『「地籍整備」日本の挑戦』（仮称）

法務局の地図情報システムを多面的に検討するため、地図データの生産者、管理者、利活用する側の現状報告と今後の展開について報告を行ない、韓国・台湾の地図の利活用事例を参考に地図情報のユーザーでありメーカーである土地家屋調査士がこれらを連携して今後、法務局の地図情報システムに提言をしていく。

【第2会場】

テーマ『地籍の研究と地籍教育の確立』

我が国において地籍学が確立されていないことから、大学や専門学校等において地籍教育が行われていない現状を踏まえ、地籍教育が確立している韓国、台湾の現状報告を基に今後の地籍制度発展のために地籍教育の確立を提唱することを目的とした研究報告とディスカッションを行う。

【第3会場】

テーマ『境界紛争解決に挑む土地家屋調査士の新たなステージ』

〔筆界特定制度、ADR代理権を得た土地家屋調査士の役割〕

新たに制定された筆界特定制度と民間型ADRについて検討し、境界の専門家としてこれらの制度にどのように関わって育てていくかを議論するとともに、各分科会で検討された意見を集約し、それを支える「表示に関する登記制度」の重要性をアピールする。

【第4会場】

テーマ『会員研究発表会』

京都土地家屋調査士会及び他の各土地家屋調査士会、各公嘱協会、研究グループ発表会

第5回国際地籍シンポジウム

テーマ『世界と向き合い境界・地図・地籍をテーマにどう行動するかを語る！！』

各分科会の報告を発表後、未来に向けて世界に誇れる地籍に関する制度と土地家屋調査士制度に向けての政策提言集団を目指し京都地籍宣言が採択されます。

全国の土地家屋調査士が集まるだけでなく、韓国や台湾など海外からも地籍関係者を迎えて境界・地図・地籍をテーマに語り合われます。

土地家屋調査士会員は全国よりおよそ2000人以上集結すると考えられ、盛大に行われる予定です。

日本土地家屋調査士会連合会の主催ではありますが、開催地が京都であるが故に京都会がサポートしていかなければなりません。

このシンポジウムを成功して終わるためには皆様のご協力が不可欠です。

皆様参加ご協力の程宜しくお願いします。

日時 平成18年11月13日（月）12：30～17：30
14日（火）9：00～12：00

場所 国立京都国際会議場
（京都市左京区宝ヶ池）

「こども110番のくるま」の プレート配布について

近年、全国で子どもを対象とした事件が多く発生しています。この「こども110番のくるま」は、子供たちが通学路や公園などで不審者に襲われたり、声をかけられたりなどの被害を受けたときの避難場所となることです。

皆様には趣旨をご理解いただき犯罪抑止のためご協力いただきたく第58回定時総会出席者全員の方々に配布いたしました。

総会欠席でまだお持ちでない方は本会事務局へご連絡下さい。



地域の安全、社会貢献にご協力おねがいたします。



大きさは15センチ×40センチのマグネットにより脱着できます。

京都産業大学寄付講座

第58回定時総会において会長の挨拶、広報部次期事業にあげた京都産業大学土地家屋調査士講座を聴講した。4月10日のガイダンスにはじまり、月曜午後1時15分からの90分で全14回。18年度は大阪会会員7名の講師により「土地家屋の調査と表示の登記」をテーマに講義された。受講者は350名余。かなりの大人数である。

私が聴講したのは6月26日、山脇優子講師の時間。途中、京都産業大学出身の京都府会会員から志望動機や土地家屋調査士業務について講話を、と依頼され、本会総務部大西淳部長が教壇



に立った。講義内容はなかなか専門的な内容であり、授業途中のこの企画を学生たちは静かにきいていた。

今年度の土地家屋調査士試験の申込者は昨年よりさらに減少し7000人台とのこと。次年度はわが京都府会から講師を派遣しこの授業を受け持つ事になる。若い人たちに土地家屋調査士の仕事を授業を通して伝え、興味をもった学生には是非、『土地家屋調査士』を職業として選んで欲しい。

園部支部

園部支部長

木村 實雄

早いもので支部長を拝命してから一年余り経過しました。最年長と年月の流を意識しながら支部長会議に出席して居ります。

さて園部支部ではご承知のとおり昨秋から今春にかけて1市8町が2市1町になるいう大合併と選挙の年でありました。合併後の南丹市、京丹波町も最近になりようやく落ち着いて来ましたが、保守分裂の激しい選挙戦の結果、市町民の心底に深い傷跡を残している様に感じます。

又、地元の中小零細企業を取り巻く経済環境は深刻な状況を呈しており、支部会員にとっても2市1町の財政事情から公共事業費の大幅削減、地元不動産業者や土建業者の長期不況による経営不振、京都市内等の外部からの大型開発業者と関連士業の進出、支部会員間の過当競争による原価割れ等々苦しい現状にあります。

更に新不登法への対応、特に筆界特定制度、オンライン申請への対応と取組み、ADRへの対応と特別研修、本会主催の法学や業務研修等々調査士法第25条の研修義務は承知しているが、待ったなしの対応に苦慮しているが実際であります。このように激変する調査士を取り巻く環境と諸情勢の中で支部活動はどうあるべきか、支部活動は今何をすべきか、支部で何ができるのかをぼんやりと自問自答している昨今です。

本年度の支部事業として、日常の業務、オンライン申請、地域慣習調査等の支部研修、司法書士会と共催での無料法律相談所開設、各市町の法定外公物管理条例等の研究、そして定番ながら支部の団結と絆を強める親睦会等々を計画し動き出したところです。

舞鶴支部・法務局測量研修

舞鶴支部

山下 耕一

6月28日(水)午後1時から法務局舞鶴支局に於いて約5時間に渡って測量研修が行われた。昨年に引き続いて2回目の研修会である。舞鶴支部からは塩崎支部長を始め6名の会員と補助者2名が参加し、法務局職員は7名が参加された。まず支部長が本日の測量研修の目的と狙いを話し、現場へと出た。あいにく雨が降り始めたが、どうにか作業が続けられた。

本日のテーマは実地調査において、1点だけでは視準出来ない場合に新設点を作って観測する...との想定である。昨年は器械の据え付けと観測だけであったから、多少バージョン・アップしたものである。2班に分けて選点・観測されたが、蒸し暑い中参加された職員の方々は熱心に質問やメモを取っておられた。その姿を見て我々も、初心忘るべからずと改めて思った次第である。全員が一通り観測を終え、現場作業を終了したのは午後5時30分であった。最後に参加者からの質疑応答や感想が述べられ、無事測量研修が終了した。職員の方々は口々にお礼を述べられていたが、いえいえ、こちらこそありがとうございました。そして皆様お疲れ様でした。



平成18年2月 登記無料相談会

中丹支部

岩鼻 良久

中丹支部では毎年恒例となっています『司法書士・土地家屋調査士による登記・法律無料相談会』が5日間に渡って行われました。

<相談日>

2月1日(水)

2月2日(木)

2月3日(金)

2月7日(火)

2月8日(水)

<相談会場>

夜久野会場 きらめき館

大江会場 総合会館

三和会場 三和会館

福知山会場 市民会館

綾部会場 市民ホール

<時間> 午後1:00~午後4:00

<相談内容>

土地の合筆、分筆、地目変更、地積の更正等の登記、土地の境界に関すること

建物の新築、保存、増築、取壊し等の登記

土地や建物の売買、贈与、相続、担保等の登記

訴訟、民事、家事調停手続きほか

本年と昨年は相談者数が急激に減少し昨年は7名、本年は3名という相談件数でした。

本年は福知山市合併前の旧夜久野町、大江町、三和町に回覧用チラシを三町合わせて800枚配っています。福知山市、綾部市の広報には、相談案内が掲載されています。本年相談会場に来られたのは夜久野会場、三和会場のみということもありもう少し幅広い広報活動が必要ではないかと思いました。もしくは、広く市民の方に土地・建物に関する悩み事がなくなってきているのか? 来年においても実施する予定ですので傾向を把握できればと思います。また、本年あった相談内容としまして、①公正証書の有効度について(司法書士と合同回答)、②自分の敷地に地図上他人の土地が存在することについて、③地目変更登記の方法について、といった内容でした。

この相談会は司法書士会中丹支部との共催でもあり、相談内容によって振り分けて行なっています。無料相談は市民の方に少しでも社会貢献できる良い機会だと思いますので、これからも地元に着した相談会であってほしいと願います。

公嘱協会

不動産登記法14条地図作成作業経過

京都市北区紫野地区で作業を始めた地図作成の作業は、昨年度に準備作業・基準点測量を終え平成18年度は7月4日から一筆地立会調査作業が始まった。

京都では祇園祭りが終わると暑い夏が始まるのであるが、7月後半になっても雨が続いた。悪天候のなか、土地家屋調査士と法務局職員とで土地所有者一人一人と面接し土地の境界確認作業を行う。

地図作成地域は京都市北区紫野東野町・東船岡町・上築山町・下築山町・雲林院町・西御所田町。面積0.2km²。堀川北大路交差点の西側・北側。近くには臨済宗大徳寺派の大本山大徳寺がある。

作業区域は昭和11年に耕地整理がなされているが、一部私道負担されている道路や、寺院の所有す



る土地に古くからの借家が多く建築されている箇所もある。建物どおしが密着してすき間のない箇所が多く、立会作業は少々困難であろうか。確認作業の土地の筆数は1010筆。

平成18年8月盆前まで一次立会がつづいた。



7月25日（火）山垣大阪法務局長と粕京都地方法務局長が14条地図作成現場へ視察にこられました。

調査士会側は私、安井と現場責任者の溝尻実行委員長が立ち会いました。

現場事務所において北村表示登記専門官から作業区域及び進捗状況等の説明を受けられ、近くの現場での立会状況を見学された。

筆界の状況を見られた後、今回設置した京都地方法務局と京都土地家屋調査士会のネーム入りの4級基準点について熱心に質問されて、国土地理院の認証を受けていること等報告した。（安井）

報 告



京都土地家屋調査士政治連盟会長
田 中 牟

京都土地家屋調査士会の総会が無事終了いたしましたことに敬意を表します。

さて、日調連と日調政連とが土地家屋調査士制度改革推進に向けて制度の発展に寄与しているところではありますが、この度、土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の役員と議員連盟への要望書を入手いたしましたので、ここに報告いたします。

(別紙1) (別紙2) (別紙3) (別紙4) 以上であります。

京都土地家屋調査士政治連盟は、会員一人一人のためであり、調査士制度の発展は皆様のためのものでもあります。

後世に続く調査士のためにも、多くの会員の入会を希望します。

別紙 1

土地家屋調査士制度改革推進議員連盟役員

(平成18年5月29日現在)

顧問	山崎 拓 大島 理森	高村 正彦 甘利 明	谷垣 禎一
会長	保岡 興治		
会長代理	陣内 孝雄		
副会長	衛藤征士郎 斉藤斗志二 山本 有二	伊藤 公介 河村 建夫	太田 誠一 長勢 甚遠
幹事長	塩崎 恭久		
副幹事長	谷畑 孝 林 芳正	柳本 卓治	佐藤 剛男
幹事	田野瀬良太郎 西野あきら 棚橋 泰文 山本 明彦 葉梨 康弘 松田 岩夫 北岡 秀二 岩城 光英	根本 匠 望月 義夫 竹下 亘 平井 卓也 大塚 高司 鈴木 政二 大野つや子	岸田 文雄 渡辺 喜美 北村 誠吾 谷本 龍哉 金田 勝年 木村 仁
事務局長	世耕 弘成		
事務局次長	石田 真敏	柴山 昌彦	森元 恒雄

別紙 2

新規入会議員 (案)

(平成18年5月現在)

衆議院議員

西村 康稔	(兵庫9区)
寺田 稔	(広島5区)
井上 信治	(東京25区)
秋葉 賢也	(宮城2区)
中根 一幸	(埼玉6区) ※比例当選
山内 康一	(神奈川9区)

参議院議員

吉村 剛太郎	(福岡県)
木村 仁	(熊本県)
坂本 由紀子	(静岡県)
北川 イッセイ	(大阪府)
岸 信夫	(山口県)

別紙3

平成18年5月29日

自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進
議員連盟会長 保岡興治 殿

日本土地家屋調査士会連合会
全国土地家屋調査士政治連盟

土地家屋調査士の強制入会制度について

不動産の表示に関する迅速・適正なる登記は、不動産の実状をリアルタイムに公示し、国民の権利の保護、経済取引の安全を保障するとともに、国が行う行財政の基礎的情報となるものであります。

土地家屋調査士は、測量等に関する専門的知識・技能に基づき、不動産の調査・測量を行うとともに、民法、不動産登記法等の法令に関する専門的知識・能力に基づき、不動産の表示に関する登記の申請手続の代理及び審査請求手続の代理並びに筆界特定の手続の代理等を業とするものであります。

土地家屋調査士の強制入会制は、昭和31年の土地家屋調査士法の改正により制度化されたものでありますが、土地家屋調査士法の一部改正についての提案説明によりますと、「任意団体であった調査士会がその性格を変えて強制設立とされたことは、調査士の利益のためでなく、その業務が不動産登記の基礎である不動産の表示の正確さの確保に重要な役割を果たすものであり、国民の不動産に関する権利に重大な影響をもたらすものであるから、この業務の適正迅速な処理を保証しようとするためには、会も強制設立制度に改め、調査士として業務を行う者は必ず調査士会に入会させ、会の指導の下、自主的に会員相互が切磋琢磨し合って、その品位と業務の改善進歩を図らせることが、取りも直さず国民の利益を保護し、かつ、国民の期待に添う所以とされたものである。」とあります。

業務独占資格者は、高度の自己責任社会であればあるほど、業務に

対する高度の品質保証が求められるものと考えます。
強制入会制度は、国民に安心と信頼を与える担保となっているものであります。

品位保持、資質向上、業務改善は、土地家屋調査士自らが行うものであるという意見がありますが、現実的には、全土地家屋調査士からその実効を求めることはおぼつかないものであり、強制入会制、強制設立会制度の下での実効と比較した場合、遙かに低いものとなりしょう。

仮に、土地家屋調査士の強制入会制度を廃止した場合、会則の規制に制約されない品位の保持及び倫理観念に欠ける土地家屋調査士が出現されることになり、それら土地家屋調査士の取扱い業務の実態を把握することが困難となり、その結果、健全な登記制度の維持、取引の安定、国民の利益に重大な障害が生じる恐れがあります。

別紙4

平成18年5月29日

自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進
議員連盟会長 保岡興治 殿

日本土地家屋調査士会連合会
全国土地家屋調査士政治連盟

要 望 書

I オンライン登記申請制度の利活用が促進される方策を要望します。

私共、土地家屋調査士は、不動産に係る権利の客体たる不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に寄与することを目的として業務を付託されていることに鑑みて、法務省が推進するオンライン登記申請の利用促進を図るため、今春、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」を立ち上げ、会員の電子署名の認証を開始した。

(1) 公的個人認証制度の国民へのPR

「公的個人認証を利用してどのようなサービスを受けられるのか、また、その時のメリットは何か」等をCM、DM、ポスター及びパンフレット等にて政府が積極的にPRする。

(2) 表示に関する登記申請における土地家屋調査士の制度及び専門的知見の更なる活用

不動産の表示に関する登記申請の約98%が、土地家屋調査士の申請代理によってなされている実態を踏まえ、土地家屋調査士が申請情報及び添付書類の作成者として電子署名した登記申請については、添付書面の簡略化、添付情報の原本提示の省略を検討する。

II 土地家屋調査士の現行登録・強制入会制度は維持されるよう要望します。

土地家屋調査士業務の重要性、公共性に鑑み、土地家屋調査士の職務の適正を確保し、品質の保持等を図る上において、現行の登録、強制入会制度は維持されるべきであります。

III 登記所備付地図の整備促進及び「地図情報システム」の全登記所備付けが、早期に図られるよう要望します。

(登記所備付地図の整備促進)

- 登記所備付地図（公図、法第14条地図（旧17条地図））の電子化の促進
- 地図混雑地域の解消、「民活と各省連携による地籍整備の推進」による地籍・地図の整備促進
- 新規地図作成作業（法務省）による地図整備の促進

IV 準天頂衛星による地図の整備促進が図られるよう要望します。

不動産登記規則第77条に公共座標値による筆界点座標を地積測量図に原則記載することとされたが、同筆界点座標は、現状ではGPS測量により高精度のものが容易に求められるようになっていく。

このGPS測量をDID地区等の都市部において実施するためには、準天頂GPS衛星を日本の上空に24時間いつでも観測できるインフラの整備が必要不可欠であるので、準天頂衛星の選 bodies 体制が早期に整備されるよう要望する。

会 員 異 動

登録番号760

谷 口 明 治 みやこ南支部
H18.1.20入会
〒607-8108 京都市山科区小山中
島町 5
TEL 075-593-3361
FAX 075-501-0052

登録番号761

山 本 雅 史 嵯峨支部
H18.1.20入会
〒601-0271 京都市右京区京北熊
田町東ノ本27番地の3
TEL 0771-52-0674
FAX 0771-52-0674
Eメール fuziwara-yamamoto@
dance.ocn.ne.jp

登録番号762

柴 垣 久 代 みやこ南支部
H18.2.1入会
〒604-0881 京都市中京区高倉通
丸太町下る坂本町688番地
TEL 075-256-5050
FAX 075-255-0317
携帯電話 080-3138-7479
Eメール k.shiba@basil.ocn.ne.jp

登録番号329

小 牧 卓 雄 丹後支部
H18.2.18死亡

登録番号763

齋 藤 大 輔 みやこ北支部
H18.2.20入会
〒602-0802 京都市上京区寺町通
今出川上る鶴山町3番地
TEL 075-256-3101
FAX 075-256-3102
携帯電話 090-7348-7854
Eメール daisuke3110@hkg.odn.
ne.jp

登録番号764

堀 口 隆 嵯峨支部
H18.2.20入会
〒615-8053 京都市西京区下津林
中島町191番地
TEL 075-394-6671
FAX 075-394-6680
携帯電話 090-6739-6671
Eメール takabho@tim.hi-ho.
ne.jp

登録番号690

岡 田 隆 文 みやこ南支部
H18.2.20変更 H18.3.2届出
〒604-0971 京都市中京区富小路
通竹屋町上る榊屋町329番地 津
田ビル内

登録番号738

岩間 幸彦 丹後支部
H18.3.1町村合併による変更
H18.3.7届出
〒629-2302 京都府与謝郡与謝野
町字下山田683番地

登録番号727

上田 厚史 みやこ南支部
H18.3.1変更 H18.3.27届出
〒604-8172 京都市中京区烏丸通
三条上る場之町592番地 メディ
ナ烏丸御池3階

登録番号60

上田 重雄 丹後支部
H18.3.1町村合併による変更
H18.3.15届出
〒629-2261
京都府与謝郡与謝野町字男山185
番地

登録番号501

岡本 凱夫 園部支部
H18.3.31廃業

登録番号569

上田 章雄 丹後支部
H18.3.1町村合併による変更
H18.3.15届出
〒629-2261
京都府与謝郡与謝野町字男山185
番地

登録番号765

森田 憲幸 城南支部
H18.4.3入会
〒611-0042 宇治市小倉町堀池19
番地の41
TEL 0774-21-7239
FAX 0774-23-8741
携帯電話 090-5050-5167
Eメール norinomorita@aol.com

登録番号537

松井 一 丹後支部
H18.3.1町村合併による変更
H18.3.24届出
〒629-2313
京都府与謝郡与謝野町字三河内64
番地

登録番号766

前川 豪 伏見支部
H18.4.3入会
〒612-8427 京都市伏見区竹田真
幡木町21番地1
TEL 075-645-2562
FAX 075-643-3344

登録番号544

大濱 成生 みやこ南支部
H18.3.15変更 H18.3.27届出
〒604-0982 京都市中京区御幸町
通夷川上る松本町583番地1 フォ
ルム御幸町B-1

登録番号767

高橋 裕一 伏見支部
H18.4.3入会 〒612-8338 京都市伏
見区舞台町35番地2 デイオ・
フェルティ丹波橋右芳館714号
TEL 075-601-6172
携帯電話 090-8989-2602
FAX 075-601-6172
Eメール mstakahasi@aol.com

登録番号652

長岡賢造 嵯峨支部→みやこ北支部
H18.3.30変更 H18.4.10届出
〒602-8342 京都市上京区上長者
町通千本西入五番町158番地2 コ
スモトゥデイ608号
TEL 075-464-9388
FAX 075-464-1402

登録番号767

高橋裕一 伏見支部
H18.5.20変更
TEL 075-601-6172
FAX 075-757-9138
Eメール you-highbridge@y3.
dion.ne.jp

登録番号757

森田将年 伏見支部
H18.4.19退会

登録番号579

山口眞平 城南支部
H18.5.31変更
Eメール yamate-yamaguchi@
extra.ocn.ne.jp

登録番号768

篠塚泰寛 園部支部
H18.4.20入会
〒622-0016 南丹市園部町河原町
2号32番地1
TEL 0771-63-5533
FAX 0771-63-0792

登録番号533

山極義隆 城南支部
H18.6.2変更
Eメール ym_my-yamakiwa.533
@h2.dion.ne.jp

登録番号665

金安有実 みやこ南支部
H18.4.21変更 H18.5.2届出
〒604-8413 京都市中京区西ノ京
勸学院町27番地
TEL 075-821-3949
FAX 075-821-3949

登録番号740

吉見康二 中丹支部
H18.6.8変更
〒620-0062 福知山市和久市町284番地

登録番号769

渡辺昌芳 みやこ北支部
H18.5.10入会
〒606-8316 京都市左京区吉田二
本松町4番地の7
TEL 075-751-8331
FAX 075-751-8387

登録番号613

南育雄 嵯峨→みやこ北支部
H18.6.14変更
〒602-0922 京都市上京区西洞院
通一条下る讚州寺町244番地の1
TEL 075-451-5265
FAX 075-451-5275

登録番号505

的場涉 みやこ北支部
H18.6.28廃業

登録番号448

木村 健 二 丹後支部
H18.6.30廃業

登録番号687

井 阪 充 大 みやこ南支部
H18.7.1変更
〒604-0072 京都市中京区油小路
通夷川上る橋本町489番地6

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- 片山文昭（園部）
会員ご母堂様が1月18日逝去されました。
- 岡本凱夫（園部）
会員ご母堂様が2月18日逝去されました。
- 小牧卓雄（丹後）
本人が2月18日逝去されました。
- 片山祥司（中丹）
会員ご母堂様が3月2日逝去されました。
- 藤田浩明（中丹）
会員ご尊父様が3月20日逝去されました。
- 野村義弘（嵯峨）
会員ご母堂様が3月25日逝去されました。
- 千原 進（中丹）
会員ご尊父様が5月10日逝去されました。
- 大山幸夫（みやこ北）
会員ご母堂様が5月24日逝去されました。

新入会員紹介



H18.1.20 入会
みやこ南支部
谷口 明治
登録番号 760号



H18.4.3 入会
城南支部
森田 憲 幸
登録番号 765号



H18.1.20 入会
嵯峨支部
山本 雅 史
登録番号 761号



H18.4.3 入会
伏見支部
前川 豪
登録番号 766号



H18.2.1 入会
みやこ南支部
柴垣 久代
登録番号 762号



H18.4.3 入会
伏見支部
高橋 裕 一
登録番号 767号



H18.2.20 入会
みやこ北支部
齋藤 大 輔
登録番号 763号



H18.4.20 入会
園部支部
篠塚 泰 寛
登録番号 768号



H18.2.20 入会
嵯峨支部
堀口 隆
登録番号 764号



H18.5.10 入会
みやこ北支部
渡辺 昌 芳
登録番号 769号

新入会員アンケート

嵯峨支部

山本雅史

1、土地家屋調査士を志した動機

先輩の調査士さんにすすめられて。簡単に言ってしまえばこれだけ。やる気になるまでは何度かその様な事はあった。その度に「無理、無理、やめときますわ」が私の決まった答でした。なぜやる気になったのか!? 自分でもよくわからない……。食事をごちそうになって気分が良かったからなのか? その時は「1回やってみますワ」そう返事をした様に思う。そしたら1回どころか4年かかってしまった。その間「もうヤメヤメ!!」と言った事もある。六法を畑で燃やして大声で笑った事もある。勉強している間は学生時代から続けている大好きなスポーツ(野球・空手)は小休止した。

2、開業後のエピソード

開業してすぐありがたい事に仕事を頂いた。申請書、図面等一通りの書類をそろえた。「明日登記申請出そうと思うので目を通してくれませんか」と先輩の調査士さんに電話したその時「山本君調査書は書けてる?」と聞かれた。「はあ?何ですそれ?」補助者経験の無い私は調査書なんて全く知らなかったのです。そう言うたら会でもらった資料の中に「そなんあったかなあ」

3、今後の抱負

今までの中に「先輩の調査士さん」と何度か書いている私自身ものすごく皆さんに可愛いがって頂いているのが文章にしてみても改めて感じる。これから後輩もたくさん出来るだろうと思うけれども、仕事にきびしく、人にやさしい先輩になれる様、気張らなあかんあと思うのが今後の抱負。そのためにはやっぱ“まだまだ勉強、日々精進”

会 議 報 告

常任理事会

日時 平成17年11月9日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 境界問題解決支援センターきょうと(仮称)立ち上げ承認の件
 2. 会館建て替え承認の件
 3. 臨時総会、新年祝賀会についての確認
 4. 公嘱協会との事務連絡会開催について
 5. 平成18年度表紙の表書きについて
 6. ADR講演会の開催通知記載内容について
 7. ADR設立準備委員会構成メンバーについて
 8. 補助者関連(補助者の位置付け(研修・倫理規定)・登記識別情報通知書の受領について)
 9. 筆界特定調査員募集等について
 10. その他

会館建設実行委員会

日時 平成17年11月9日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 現在の状況報告
 2. 建設業者選任の件
 3. 平面、立面、工事仕様書について

広報部会

日時 平成17年11月16日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. ホームページ更新について
 2. 会報第138号原稿整理、校正
 3. 丹後支部補助金の件
 4. ADR準備委員会委員の選出の件
 5. 「こども110番のいえ」について
 6. その他

表示登記研究会

日時 平成17年11月17日(木)

場所 法務局 会議室

- 議題
1. 地積測量図の記載事項
 2. 地図に関する件(地図訂正)
 3. 原本還付の取扱いについて
 4. 戸籍・住民票の添付についての取扱い
 5. 改正事務取扱基準について

業務部会

日時 平成17年11月17日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 筆界特定制度調査員推薦
 2. ADR実行委員選任の件
 3. 京都市明示課対応について
 4. その他

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年11月17日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 裁判所鑑定人推薦依頼の件
 2. 近プロ境界鑑定統一基礎講座スタッフ派遣の件
 3. 書籍購入の件

紛議調停委員会

日時 平成17年11月18日(金)

場所 調査士会館

総務部会

日時 平成17年11月18日(金)

場所 調査士会館

- 議題
1. 臨時総会・新年協議会開催について
 2. オンライン申請に伴う通知について
 3. 諸規則の見直しについて
 4. ホームページ作成の契約書について

5. その他

研修部会

日時 平成17年11月22日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 補助者研修について
 2. 測量研修会について
 3. 法学研修会について
 4. その他

会館建設実行委員会

日時 平成17年11月29日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 会員の意見収集の件
 2. 事務機見積もり、融資について

地域慣習調査委員会

日時 平成17年11月29日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 前回収集した資料館資料の整理

財務部会

日時 平成17年11月29日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 会館建設について
 2. 今後の親睦事業について
 3. 会費値上げについて
 4. その他

常任理事会 (臨時)

日時 平成17年11月30日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 筆界特定調査委員候補者推薦について
 2. 臨時総会の議題について
 3. 公嘱協会との事務連絡会について
 4. 補助者規則の改正について
 5. 表紙制度実行委員会規則並びに細則の改正について
 6. 自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会開催日について
 近畿ブロック協議会親睦ソフトボール大会開催日について

7. 京都府土地改良事業団体連合会よりの講師派遣依頼について

8. ADR特別研修会当選者承認及び落選者の取扱い

9. ADR設立準備委員会委員の承認及び準備資料等確認事項

10. 近畿ブロック統一基礎講座担当者日当の件

11. こども110番について

12. その他

第30回 (本会・政連・公嘱協会) 事務連絡会

日時 平成17年12月2日 (金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 法第14条地図作成業務に係る協力要請について (公嘱協会)
 2. 新年祝賀会について (本会)
 3. その他 (公嘱協会)

研究部会

日時 平成17年12月7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 法務局の筆界情報収集 (旧公図) の件
 2. ADRの準備委員推薦の件
 3. 在宅研究員の
 4. 委任と請負の関係
 5. リアルタイム研修
 6. 地域慣習

常任理事会

日時 平成17年12月7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 補助者規則改正 (案) について
 2. 表紙制度実行委員会規則改正 (案) について
 3. 表紙制度実行委員会規則施行細則改正 (案) について
 4. ADR設立準備委員会の設置について
 5. 臨時総会の議題について
 6. 筆界特定調査委員候補者推薦について
 7. 次年度予算について
 8. その他

研修部会

- 日時 平成17年12月10日 (土)
場所 調査士会館
議題 1. 補助者対象研修会について
2. 法学研修について
3. 測量研修について
4. その他

紛議調停委員会

- 日時 平成17年12月13日 (火)
場所 調査士会館

業務指導委員会

- 日時 平成17年12月13日 (火)
場所 調査士会館

広報部会

- 日時 平成17年12月13日 (火)
場所 調査士会館
議題 1. 会報第138号原稿整理、校正
2. ホームページ更新について
3. 溝尻理事より・・・地図作製作業の広報
について

理事会

- 日時 平成17年12月16日 (金)
場所 調査士会館
議題 1. 「京都境界問題解決支援センター」設
立承認の件
2. ADR 設立準備委員会設置承認の件
3. 会館建て替え承認の件
4. 京都土地家屋調査士会補助者規則改正
(案) 承認の件
5. 京都土地家屋調査士会表紙制度実行委
員会規則改正 (案) 承認の件
6. 京都土地家屋調査士会表紙制度実行委
員会規則施行細則改正 (案) 承認の件

支部長会議

- 日時 平成17年12月16日 (金)
場所 調査士会館

広報部会

- 日時 平成17年12月21日 (水)
場所 調査士会館

土地境界鑑定委員会

- 日時 平成17年12月22日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. 購入した書籍管理について

業務部会

- 日時 平成17年12月22日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. 京都市道路明示課今後の対応
2. 筆界特定制度施行についての対応
3. オンライン申請研修会について
4. 新入会員研修会各担当内容
5. 事務取扱基準京都会オリジナル作成に
ついて

総務部会

- 日時 平成17年12月27日 (火)
場所 調査士会館
議題 1. 臨時総会・祝賀会進行について
2. その他

業務指導委員会

- 日時 平成17年12月27日 (火)
場所 調査士会館

紛議調停委員会

- 日時 平成17年12月27日 (火)
場所 調査士会館

正副会長会議

- 日時 平成17年12月28日 (火)
場所 調査士会館

会館建設実行委員会

- 日時 平成18年 1月 5日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. 臨時総会に向けての行程の確認

2. 会館建設における各会員の意見について

正副会長会議

日時 平成18年1月5日(木)

場所 調査士会館

3. 広報部員の増員の件
4. 法務局地図作製作業の広報について
5. 『ちょうさし京都』発行に関して
6. 「こども110番」申込書
7. 次号会報139号について
8. その他

常任理事会

日時 平成18年1月11日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 広報部員増員の件
 2. 京都会ADR相談員・調停人養成研修会 講師：大澤恒夫先生承認の件
 3. 京都弁護士会ADR講演会の参加者について
 4. 臨時総会進行、新年祝賀会進行について
 5. その他

研修部会

日時 平成18年1月24日(火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 次年度研修部予算について

ADR準備委員会

日時 平成18年1月24日(火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 今後の協議課題の整理について
 2. 大阪会ADR研修会参加者について
 3. 弁護士会依頼文書
 4. その他

研究部会

日時 平成18年1月12日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. CDの配布先の検討及び第2弾の検討
 2. 在宅研究の報告
 3. 次年度の研究部予算について
 4. リアルタイム研修について

土地境界鑑定委員会

日時 平成18年1月24日(火)

場所 調査士会館

業務部会

日時 平成18年1月24日(火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 新入会員研修会内容検討
 2. 次年度の予算について
 3. 筆界調査員の対応
 4. 事務取扱基準京都会オリジナル作成
 5. その他

地域慣習調査委員会

日時 平成18年1月12日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 地誌のCDへの入力方法について
 2. 会員資料としての各地域ごとのCD編集について
 3. 追加調査の引き続きの検討
 4. 全員での写真CDのリネーム作業の研修

総務部会

日時 平成18年1月25日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 臨時総会・祝賀会の反省
 2. 補助者規則の再検討
 3. 倫理について
 4. 次年度事業について
 5. その他

広報部会

日時 平成18年1月18日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 会報第138号原稿整理、校正
 2. 京田辺出張所のネームプレート

会館建設実行委員会

- 日時 平成18年 1月25日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 臨時総会での会員意見の検討について
2. 建築士の選任について

綱紀委員会

- 日時 平成18年 1月26日 (木)
場所 調査士会館

表彰選考委員会

- 日時 平成18年 2月 1日 (水)
場所 調査士会館

常任理事会

- 日時 平成18年 2月 1日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 平成18年度事業方針について
2. 会館建設の設計者の選考について
(KASSシステム導入の件)
3. 公嘱協会よりの協力依頼について
4. 次年度予算について
5. 筆界特定制度業務分掌について
6. 無料登記相談業務分掌について
7. 筆界特定制度ガイドブックについて
8. 次年度研修費について
9. 次年度研修計画について
10. 補助者研修について
11. その他

会館建設実行委員会

- 日時 平成18年 2月 1日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 会員の意見収集の回答について
2. 「KASSシステム」進行について

ホームページ運営委員会

- 日時 平成18年 2月 2日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. HP更新について

研究部会

- 日時 平成18年 2月 8日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 次年度予算について
2. 研究部付託案件報告
3. 在宅研究の報告及び相見積りもの件

地域慣習調査委員会

- 日時 平成18年 2月 8日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 来年度予算について
2. 会員資料としての各地域ごとのCD編集について
3. 追加調査の引き続きの検討
4. 全員での写真CDのリネーム作業

綱紀委員会

- 日時 平成18年 2月 9日 (木)
場所 調査士会館

理事会

- 日時 平成18年 2月10日 (金)
場所 調査士会館
議題 1. 会館建設の設計者の選考について
2. 平成18年度事業執行について
3. 広報部員増員について

広報部会

- 日時 平成18年 2月15日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 平成18年度事業計画
2. 平成18年度予算
3. 京田辺出張所のネームプレート
4. 広報部員の増員の件
5. 『ちょうさし京都』発行に関して
6. 「こども110番」申込者報告
7. 中丹支部補助金について
8. 2006/4/1市民新聞について
9. その他

表示登記研究会

- 日時 平成18年 2月16日 (木)

場所 法務局 会議室

5. 調定員・相談員育成カリキュラムについて

業務部会

6. その他

日時 平成18年2月16日(木)

場所 調査士会館

会館建設実行委員会

議題 1. 京都市道路明示課との協議について

日時 平成18年2月28日(月)

2. 新入会員研修会内容

場所 調査士会館

3. 城南支部講師派遣について

4. 近畿ブロックオンライン申請受講者について

表紙制度実行委員会

日時 平成18年3月2日(木)

5. ADR特別研修受講について

場所 調査士会館

6. その他

支部長会議

日時 平成18年3月2日(木)

業務指導委員会

日時 平成18年2月17日(金)

場所 調査士会館

場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成18年3月8日(水)

紛議調停委員会

日時 平成18年2月17日(金)

場所 調査士会館

場所 調査士会館

議題 1. 平成18年度事業計画(案)について

2. 平成18年度予算(案)について

3. 総会議事運営規則について

財務部会

日時 平成18年2月22日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 平成18年度予算案について

4. 代理業務としての筆界特定申請についての研修の要否について

5. 筆界特定に関する測量業務への参加の為の業者登録の説明について

2. 各部の予算額について

6. その他

総務部会

日時 平成18年2月24日(金)

場所 調査士会館

議題 1. 議事運営規則について

会館建設実行委員会

日時 平成18年3月13日(月)

場所 調査士会館

2. 次年度事業計画、予算について

議題 1. 会館建設KASSシステムによる設計コンペ応募者の面接

3. 倫理について

2. 会員に提案する3案の選定について

4. 会員よりの問い合わせについて

綱紀委員会

日時 平成18年3月14日(火)

場所 調査士会館

ADR準備委員会

日時 平成18年2月28日(月)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

研究部会

日時 平成18年3月15日(水)

場所 調査士会館

2. 調査士かわら版について

3. 規則等について

4. 予算について

議題 1. 在宅研究の報告

2. 平成18年度予算計画書

場所 調査士会館

3. 平成18年度事業計画案

地域慣習調査委員会

日時 平成18年 3月15日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 来年度事業・予算計画について
2. 来年度の調査対象計画案の作成
3. 全員での写真CDのリネーム作業集計

広報部会

日時 平成18年 3月15日 (水)

場所 調査士会館

A D R 準備に関する弁護士会との協議

日時 平成18年 3月16日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 各会構成員紹介と「京都境界問題解決支援センター」設立に向けての協議

総務部会

日時 平成18年 3月22日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 議事運営規則について
2. 次年度事業計画、予算について
3. 倫理について
4. その他

広報部会

日時 平成18年 3月22日 (水)

場所 調査士会館

正副会長会議

日時 平成18年 3月23日 (木)

場所 調査士会館

会館建設実行委員会

日時 平成18年 3月23日 (木)

場所 調査士会館

綱紀委員会

日時 平成18年 3月24日 (金)

会館建設打合せ

日時 平成18年 3月27日 (月)

場所 調査士会館

- 議題 1. 会員からの「要望及び変更」希望について検討

A D R 準備委員会

日時 平成18年 3月29日 (水)

場所 調査士会館

土地境界鑑定委員会

日時 平成18年 3月29日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 京都地方裁判所鑑定人推薦依頼の件

業務部会

日時 平成18年 3月29日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 京都市道路明示課仕様変更について
2. 規則93条・実地調査書について
3. 日本加除出版検索システムについて
4. その他

会館建設実行委員会

日時 平成18年 3月29日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 設計者との委託契約について
2. 基本設計による要望等について

研修部会

日時 平成18年 4月 1日 (土)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成18年度事業計画について
2. 法学研修、測量研修について検討

ホームページ運営委員会

日時 平成18年 4月 5日 (水)

場所 調査士会館

会館建設実行委員会

日時 平成18年 4月10日 (月)

場所 調査士会館

財務部会

日時 平成18年 4月11日 (火)

場所 調査士会館

会館建設打合会

日時 平成18年 4月12日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 建築士との打合会

A D R 準備委員会

日時 平成18年 4月13日 (木)

場所 調査士会館

A D R 準備委員と弁護士との協議会

日時 平成18年 4月13日 (木)

場所 調査士会館

研究部会

日時 平成18年 4月13日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 今年度在宅研究の検討
 3. 調査士業務の請負か委任かの検討
 4. 国際地積シンポの各自企画案の確認
 5. 付託案件の今年度検討方向

地域慣習調査委員会

日時 平成18年 4月13日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 写真リネーム作業 (全員) まとめ作業
継続 (チェック)
 2. 調査依頼書及び名刺の配布等の件
 3. その他

監査

日時 平成18年 4月14日 (金)

場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成18年 4月14日 (金)

場所 調査士会館

- 議題
1. 平成17年度事業報告承認の件
 2. 平成17年度決算報告承認の件
 3. 平成18年度事業計画案審議の件
 4. 平成18年度予算案審議の件
 5. 京都土地家屋調査士会会則変更案の件
 6. 京都土地家屋調査士会総会議事運営規則 (案) 制定の件
 7. 京都土地家屋調査士会戸籍謄本の写し等職務上請求書取扱管理規程 (案) 制定の件
 8. 新会館建設に伴う設計・管理委託契約金、支出の件
 9. 筆界調査員増員の件
 10. ホームページ委員会予算について
 11. その他

理事会

日時 平成18年 4月21日 (金)

場所 調査士会館

研修部会

日時 平成18年 4月25日 (火)

場所 調査士会館

総務部会

日時 平成18年 4月26日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 定時総会について
 2. 総会運営規則について
 3. その他

会館建設打合会

日時 平成18年 4月26日 (水)

場所 調査士会館

土地境界鑑定委員会

日時 平成18年 4月27日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項

2. 京都地方裁判所鑑定人推薦の件

業務部会

日時 平成18年 4月27日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 不動産調査報告書

ADR準備委員と弁護士との協議会

日時 平成18年 4月27日 (木)
場所 調査士会館

会館建設打合せ

日時 平成18年 5月10日 (水)
場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成18年 5月18日 (金)
場所 調査士会館
議題 1. 定時総会の運営について
2. 平成17年度表紙未購入者について
3. 戸籍謄本等職務上請求書について
4. その他

会館建設打合せ

日時 平成18年 5月24日 (水)
場所 調査士会館

第2回研究部会

日時 平成18年 5月24日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 国際地籍シンポジウムの方向決定による対応再検討
3. 今年度在宅研究の日程検討、アンケートの結果内容と内容協議
4. 調査士業務の請負か委任かの木崎レポート検討報告書作成の件
5. 土地家屋調査士の倫理規定(職能倫理)について
6. 資料整理提案のDVD化デッキ購入の件

研修部会

日時 平成18年 6月3日 (土)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 調査報告書の近プロ研修会出席者について
3. 補助者の研修会出席について

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年 6月5日 (月)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項

2. ADR設立に関する今後の課題

会館建設打合せ

日時 平成18年 6月7日 (水)
場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成18年 6月7日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 平成18年度上半期事業執行について
2. 会館建設施工業者選定方法承認の件
3. 規則93条近畿ブロック伝達研修会出席者の件
4. 選挙管理委員の改選について
5. 補助者の研修会出席について
6. 倫理研修について
7. その他

会館建設打合せ

日時 平成18年 6月14日 (水)
場所 調査士会館

法務局との事務連絡会

日時 平成18年 6月16日 (金)
場所 京都地方法務局 会議室

財務部会

日時 平成18年 6月21日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 親睦旅行について

2. 日調連ゴルフについて
3. 近プロソフトボール大会について
4. その他
3. 公嘱協会との「賃貸借契約書」について
4. 現事務所の事務用品リストについて
5. 谷口設計士との打ち合わせ

研究部会

- 日時 平成18年6月21日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 在宅研究について
3. 国際地籍シンポジウムの提案企画まとめ検討
4. 調査士業務の請負か委任かの木崎レポート検討報告書作成の件

会館建設打合せ

- 日時 平成18年6月21日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 施工業者選定について
2. 施工業者の競争入札について
3. 公嘱協会との「賃貸借契約書」について

広報部会

- 日時 平成18年6月22日（木）
場所 調査士会館
議題 1. 報告
2. 会館建設記念誌について
3. 第139号会報
4. 無料登記相談会について
5. 無料登記相談員について
6. FMラジオ番組 製作について
7. 次年度より実施予定の京都産業大学への寄付口座について
8. 広報カレンダーについて
9. 毎日新聞舞鶴版広告掲載について

会館建設打合せ

- 日時 平成18年7月5日（水）
場所 調査士会館
議題 1. OA機器搬送・新会館の設備関係について
2. 一般事務用品搬送について

研修部会

- 日時 平成18年7月8日（土）
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 測量研修会について
3. 補助者の研修会出席について

会館建設打合せ

- 日時 平成18年7月12日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 入札業者説明会
2. 一般事務用品搬送について
3. 近々の動向について

研修部会

- 日時 平成18年7月17日（月）
場所 調査士会館
議題 1. 本年度の測量研修会開催について

編 集 後 記

梅雨と発表されて真夏日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。体調の維持管理には気をつけたいですね。

本年もはや半分の折り返しを迎え調査士を取り巻く環境も新しい段階のスタートラインを越えたように思います。1月より筆界特定制度が始まり、私の周りでも「筆特（ヒットク）」と言う略語をよく耳にするようになりました。略語が生まれるのは、制度名が少し「長い」と注目度の「大きさ」によるのかなと感じます。いずれにせよ、この「ヒットク」が我々にとって大きな意味を持ち、さらに大きな意味を生じ、長い間お付き合いをしていかなければならない制度であるという意識は、調査士の中で高まっているといえるでしょう。

さて私にとってのこの半年は、上記のとおりいろいろと勉強する課題があるにもかかわらず日々の業務に追われる毎日で反省すべき点多数であると思います。そうした中、学生時代に熱中したサーフィンを友人に誘われ、ブランクさておきで海に行ってきました。波乗りというのは、単純なスポーツで、板切れ一枚で自然と楽しむスポーツです。なので、運動不足なんて勉強不足以上に即座に実感できます。波と遊ぶどころか波に遊ばれているような1日を久しぶりに過ごし、昔のイメージには程遠い内容でした……。しかし、海から夕方あがると、体は、昔同様の満足感でいっぱいになっていました。自然は正直であり、何事も継続せねばと実感しました。

本年後半も、前半に引き続き、土地家屋調査士を取り巻く環境は、多種多様になって行くと思います。アンテナを張り巡らし迅速に対応できるよう日々心掛けて行きたいと思います。

広報部 山 腰 昇 士

京都土地家屋調査士 第139号

発行所 京都土地家屋調査士会©
〒604-0984
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439
T E L (075) 221-5520
F A X (075) 251-0520
<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>
e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

自動視準 プラスノンプリズム測距

トータルステーション TPS700 パフォーマンスシリーズ

ノンプリズム測距500mのTCRA700ultra **新登場**

スゴワザ

5つの「凄技」で、次世代を超えて、さらなる次元へ



凄技1 自動視準

視準の自動化が測量現場を変える!

凄技2 モーター駆動で自動旋回

自動旋回で生産性をアップ

凄技3 ノンプリズム測距500m NEW

見える光を、目的の位置にピンポイントで

凄技4 オールインワン

データコレクタ機能と応用測量プログラムを標準搭載

凄技5 拡張性

用途に応じた応用測量プログラムとアクセサリ

※レーザー光はイメージを描写したもので、実際に空中を飛んでいるレーザー光は見えません。

富田測量器株式会社

〒606-8351 京都市左京区二条通東山西入北側 TEL. 075-761-4105 FAX. 075-761-1681

ライカ ジオシステムズ株式会社

大阪支店 〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871
<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

「オンライン申請」対応製品 続々登場!!



不動産登記オンライン申請支援システム



**TREND
 C&Y**

【トレンド キャンディ】

7月
 リリース

『誰でも簡単に!』をコンセプトにおいた馴染みやすいユーザーインターフェースが特徴のオンライン申請システム。事件管理、各種申請書管理、申請人及び代理人の電子署名、申請データチェック機能など、オンライン申請に必要な機能を搭載しています。

※画面は開発中のものであり、製品版とは多少異なる場合がございます。

BLUETRENDシリーズもオンライン申請に向けた万全の対応を図ります。

— より使いやすく、より便利に!! —



地積測量情報XML対応

2006年9月発売予定の「BLUETREND V Ver.4」において、地積測量情報（XMLデータ）に対応予定です。

地積測量図作成



※各階平面図、区分建物についても、XML仕様が公開され次第対応を図ります。

世界測地系座標取得

オンライン申請における測量図は、世界測地系での座標による作成が必要です。ネットワーク型RTK-GPS (FKP方式) を使って、世界測地系での座標値を簡単取得。



全国各地で体験会を実施中!

最新の情報、カタログ請求はホームページで



www.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ株式会社 京都営業所

京都市下京区烏丸通り五条下ル大坂町396第3キョートビル2F
 Tel.075-351-8320 Fax.075-351-8120



皆様に読みやすい
 印刷物を考えます。



有限
 会社 青

青倉印刷

〒616-8045

京都市右京区花園内畑町8-8

TEL 075-801-2339

FAX 075-801-5877

E-mail : aokura@mbox.kyoto-inet.or.jp

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

○職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償背金を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○団体扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL03-5977-0070 FAX03-5977-0070

Network Land Surveyors' System

WingNeo4

さらに高性能を

ラインナップの拡充
(オプション)

セキュリティ強化

地積測量情報XML出力

CAD操作性向上

オンライン不動産登記支援

帳票のEXCEL出力

カラーラスタ編集

3次元強化

PATCH-JGD座標変換

地積測量図専用機能搭載

都市再生街区基準点

DWGレイアウト空間対応

14条地図作成事務支援

その他各種機能強化

2006年 法務局 筆界特定業務に導入!

最新技術はいつもアイサンから

業界初

オンライン不動産登記申請支援ソフト遂に登場!

ウィング オルディア

WING OLDIAR

アイサンテクノロジーでは、オンライン化される業務全般のセキュリティ強化も同時に行い、オンライン登記申請の支援ソフトとして「WING OLDIAR」を新発売しました。皆様には、最先端セキュリティ技術を駆使した充実の「オンライン申請」機能をお届けします。



オンライン登記申請支援機能

充実した便利な機能が満載

個人情報保護対策

アイサンテクノロジー株式会社 大阪営業所

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目3番5号 内本町山森・住友生命ビル 3F
TEL: 06-6943-6191 FAX: 06-6943-6380

<http://www.aisantec.com/>

通信モジュール内蔵一体型受信機

- 固定局・移動局完全スッキリ装備
- ケーブルレス・オールインワン受信機
- PacketRTKネットワーク対応



スッキリ
装備

GNSS(GPS/GLONASS)受信機

GR-2100N シリーズ



ロングレンジ HiPerシリーズ

- 測距最長1,200mのロングレンジモード搭載
- 誤測距のない小口径ピンポイントパルス採用
- データコレクタ内蔵で、多彩なアプリケーションを標準装備 (GPT-7000HiPer)



HiPer パルストータルステーション

GPT-7000HiPer シリーズ

HiPer パルストータルステーション

GPT-3000HiPer シリーズ